

令和6年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第2号）

令和6年9月19日（木曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時39分 散会

○出席委員（27名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	6番	工藤 賢生	委員		7番	竹内 博之	委員
	8番	樋川 篤子	委員		9番	竹浪 敦	委員
	10番	成田 大介	委員		11番	坂本 崇	委員
	12番	齋藤 豪	委員		13番	蛭名 正樹	委員
	14番	畑山 聡	委員		15番	石山 敬	委員
	16番	木村 隆洋	委員		17番	千葉 浩規	委員
	18番	野村 太郎	委員		20番	尾崎 寿一	委員
	21番	蒔苗 博英	委員		22番	松橋 武史	委員
	23番	石岡 千鶴子	委員		24番	三上 秋雄	委員
	26番	工藤 光志	委員		27番	清野 一榮	委員
	28番	田中 元	委員				

○出席理事者

財務部長	奈良道明	市民生活部長	佐藤真紀
福祉部長	秋元 哲	健康こども部長	佐伯尚幸
農林部長	森岡 欽吾	商工部長	中村 工
観光部長	神 雅昭	都市整備部長	小山内 孝紀
上下水道部長	小野 敦弘	農業委員会事務局長	蒔苗 元
財政課長	種市 穂	市民協働課長	土岐 康之
環境課長	葛西 正樹	福祉総務課長	秋田 美織
福祉総務課長補佐	金川 浩人	障がい福祉課長	成田 亜弘
生活福祉課長	間山 博樹	生活福祉課 就労自立支援室長	木村 敬之
介護福祉課長	工藤 信康	こども家庭課長	清野 悟

こども家庭課参事 村 田 善 彦
 国保年金課長 相 馬 延 承
 健康増進課参事 佐 藤 美 加
 健康増進課長補佐 三 上 淨 子
 地域医療課長 吉 崎 拓 美
 農政課長 澁 谷 明 伸
 農政課主幹 榊 真 一
 りんご課主幹 藤 岡 英 貴
 農村整備課長補佐 竹 谷 新 一
 商工労政課長補佐 成 田 真 也
 産業育成課長 肥 後 義 和
 産業振興係長
 国際広域観光課長 山 内 恒
 公園緑地課長 鳴 海 淳
 岩木総合支所民生課長 村 上 輝 光
 相馬総合支所民生課長 熊 谷 克 仁
 農業委員会事務局次長 佐 藤 祝 幸

こども家庭課長補佐 太 田 宏 之
 健康増進課長 川 田 哲 也
 健康増進課長補佐 工 藤 孝 幸
 健康増進課主幹 澤 居 吏香子
 農林部参事 千 葉 陽 平
 農政課主幹 三 上 大 輔
 りんご課長 伊 藤 昌 一
 農村整備課長 小 倉 洋 幸
 商工労政課長 福 士 智 広
 産業育成課長 太 田 尚 亨
 観光課長 早 坂 謙 丞
 国際広域観光課長補佐 花 田 美賀子
 岩木総合支所長 野 呂 智 子
 相馬総合支所長 佐々木 章 夫
 上下水道部総務課長 中 村 洋 幸

○出席事務局職員

事務局 長 西 谷 慎 吾
 主幹兼議事係長 蝦 名 良 平
 主 事 外 崎 容 史
 主 事 飯 田 大 空

次 長 竹 内 孝 行
 主 査 附 田 準 悦
 主 事 田 村 宣 樹

午前10時00分 開議

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第73号令和5年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

3款民生費に対する質疑を続行いたします。

まず、日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） それでは、私から

は2項目について質疑をしていきたいと思います。

まず、3款1項1目、75ページでございます。説明書では73ページに当たりますが、物価高騰緊急支援給付金というふうに題したのですけれども、今回、住民税非課税世帯等に対する給付金というものが、この物価高騰等に含めてたくさんございまして、関連性が全てにございますので、質疑の際には関連性のある全てのところで答弁を返していただきたいと思うのですけれども。

まず、この給付金ですが、昨年実施されたわけですから、実際に世帯数が載っているのです

が、給付されなかった世帯というところの記載がなかったもので、これについて、当初の見込みとの比較も併せてお伺いしたいと思います。お願いします。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 住民税非課税世帯等に対する給付金の対象になる世帯数のところをお答えいたします。

物価高騰緊急支援給付金、3万円のほうですけれども、こちらは住民税非課税世帯が対象世帯数2万5798世帯に対し、給付世帯数は2万3138世帯、給付率は89.7%となっております。

住民税均等割のみの課税世帯は、対象世帯数4,529世帯に対し、給付世帯数が4,293世帯、給付率は94.8%となっており、家計急変世帯は21世帯から申請があり、いずれも世帯収入が非課税世帯相当の収入額以下であったことから全世帯に給付しております。

次に、7万円の物価高騰緊急支援給付金及び上乗せして支給した物価高騰に伴う臨時冬季生活支援給付金につきましては、対象世帯数が2万5665世帯、給付世帯数が2万3167世帯、給付率は90.3%。生活支援臨時給付金につきましては、対象世帯数が4,046世帯、給付世帯数が3,666世帯、給付率は90.6%。子育て世帯生活支援臨時給付金のうち、住民税非課税世帯は対象世帯数が2,285世帯、給付世帯数が1,930世帯、給付率は84.5%。住民税均等割のみ課税世帯は、対象世帯数が769世帯、給付世帯数が692世帯、給付率は90.0%となっております。

◎1番（須藤 江利加委員） 御答弁ありがとうございます。

再質疑なのですが、今のパーセンテージをお伺いする限り、100%は難しいのかもしれませんが、89.7%であったり、84.5%であったりと、何か全体的に満遍なく行き渡ったイメージがあまりなくて、前回も質疑をいろいろしてきてい

ることもあるのですが、プッシュ式でやることによってスムーズな給付がなされるというような答弁を頂いたことがあるのですが、これをもってしても今回そのような状況であることについて、市のほうで課題であったり見解というのはどういうふうに考えていらっしゃるのかお答えください。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 申請がなかった世帯に関してということでございます。令和5年度に給付金を支給する際には、市ホームページや広報ひろさきなどによる周知のほか、視覚障がい者の方には確認書等を送付する際に重要なお知らせであることを知らせるための点字シールを貼って対応いたしました。このほか弘前市民生委員児童委員協議会の定例会において事業概要を説明して、障がい者をはじめ、地区の見守り対象となっている方などから相談があった際には市へ連絡するように依頼しておりました。また、広報不足であるという声を受けまして、片道方式のプッシュ型を導入するとともに高齢者施設や障がい者施設、成年後見人の方などに対しても広く制度の周知を図っております。

今後、新たな給付金が支給されるかにつきましては現段階では未定ではありますが、実施の際には様々な取組により制度の周知を進めてまいります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

今、答弁いただいたとおり、やはり給付金は皆さん待ち望んでいるものもたくさんあったと思うのです。せっかくの市の取組でもありますので、今後行われるかどうかは今分らないという答弁でもありましたけれども、行われる際にはよりスムーズに的確に多くの方に給付が行き届くように対応していただきたいと思います。

それでは、次の項目をお伺いしていきたいと思っています。

3款3項1目、生活保護適正実施推進事業についてお伺いいたします。88ページで、説明書が100ページにあります。

今回、説明書をいろいろと拝見してきましたが、内容の中にジェネリック医薬品未使用世帯への指導件数というものが78件と記載がありました。この指導というのは具体的にはどのようなことをされているのかお答えいただきたいと思いますが。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 生活保護適正実施推進事業についての御質疑でございます。

適正実施推進事業は業務が幅広くありまして、その中に医療扶助の適正化を推進するというところで、ジェネリック医薬品の使用促進もございます。

生活保護の医療扶助におきましては、生活保護法第34条第3項において後発医薬品を使用することが原則とされております。医師が医学的知見に基づいてジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、原則的にジェネリック医薬品を使用するように医療機関や薬局に対して周知徹底することとされておまして、保護受給者に対しても説明することとされております。

しかしながら、先発医薬品が必要であると主治医が判断した場合には先発医薬品の使用も認められております。また、薬局にジェネリック医薬品の在庫がないですとか、ジェネリック医薬品のほうが先発医薬品よりも高額であるといった場合も先発医薬品の使用が認められております。

市では、調剤薬局の報告書とレセプトデータによりジェネリック医薬品の使用状況を調査しており、調査結果を基に担当ケースワーカーが家庭訪問等の際にジェネリック医薬品への切替えを指導しているものです。指導の際には医師の判断の下であるということですので、安心して使用できることなどを伝えて、保護者が不安にならないよう

に丁寧に対応してまいります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

生活保護法第34条の原則に基づいて行っているということでありましたし、家庭訪問の際に指導されているのかなというふうにお伺いしたのですが、ここが大変重要でして、私も調剤薬局で長年、私以外の職員からも聞いたことがたくさんあるのですが、対象者の方というのは実際に指導された場合、別に強制的にやってくださいとかそういうふうには言っていないけれども、言われたからやらなければならないというふうに考えてしまう人も実は非常にいるのです。薬局の窓口のほうにも、実際にいらっしゃった方でジェネリックにどうしても変えないといけないみたいだというふうに言ってくる方も現実にはいらっしゃって、実際のところはドクターの判断とか薬剤師もしっかり中に入って確認していますので適当にはなされないものではあるとは思うのですが、この指導というのは本当にちょっと気をつけてやっていただかないと、注意深くやっていただかないと患者にとっては強く言われた、どうのというのは人それぞれになりますので、本当に細心の注意を払っていただきたいと思います。

もう一つ、すみません、再質疑になるのですが、説明書のジェネリックの下のところに書いてありました収入資産調査件数と扶養能力調査件数というのもちょっと見たところ、件数だけを見ると大変な件数をこなしていらっしゃると思うのですが、この件数をこなすに当たって、具体的にどんなことをされているのか、どういうものなのかという内容の詳細をお伺いしたいと思います。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 収入資産調査件数についてお答えいたします。

生活保護を新規申請した方の預貯金の残高や資

産を調査した件数を計上しているものであります
が、令和5年度は新規申請が522世帯ありまして、調査件数は、多い順に生命保険等の加入状況調査が9,066件、銀行等の預貯金調査が4,181件、年金・手当関係が337件、資産関係が147件、税関係が113件などとなっております。

扶養能力調査件数の内訳についてお答えいたします。

扶養能力調査件数につきましても、生活保護を新規申請した方に関する調査件数を計上しております。申請した方の親子、兄弟、姉妹等について、申請者本人や扶養義務者への聞き取り等により扶養能力を調査して援助要請をしているものでありますが、調査の結果、1,235件のうち、直接照会の実施対象とした方は537名、扶養の履行が期待できないとして扶養照会しないという判断をした方が698名でありました。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

最後にもう1点だけちょっとお伺いしたいのが、件数の詳細は今の御答弁で分かったのですが、これというのは担当課のほうで全てやっていらっしゃるということになるのでしょうか。すごい件数だったもので、これを1年間で生活福祉課のほうでやるというのは、どういうふうになしているのか、ちょっと想像があまりつかなかったところもありまして、分かればお願いします。

◎生活福祉課長（間山 博樹） 新規申請の際の調査に関しては、各地区担当のケースワーカーが調査しております。資産に関しては、各事業所といますか、役所関係であれば文書等で直接やり取りいたしますし、生命保険とか銀行等の調査も基本的には郵送で調査依頼して回答を集計することにしております。扶養調査は、扶養照会した件数が令和5年度は537名おりましたけれど

も、訪問して実地調査したのが21件、文書による照会が516件、これらも全て地区担当のケースワーカーが調査しております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私からは、3款1項1目、決算説明書71ページ、決算書74ページから75ページの民生委員活動費についてちょっとお伺いします。

昨日、成田委員のほうから同じような質疑があって、大分理解して分かったのですが、私のほうからもう少し深掘りというか、詳細なことをちょっとお伺いいたします。

民生委員は定数397人に対して369人ということで、まだ28人ほど足りないというふうな答弁でございました。民生委員の年齢構成は、まずどういうふうな年齢構成の人がなっているのかお伺いしたいと思います。

それと地区によつての充足数、地区によつて多分、何人とかと決めて、そういうふうなことになると思うのですが、それはどういう状況で、どこの地区が足りないとかというふうなことが分かるのであれば、それをお伺いします。

それと民生委員協議会などで、その民生委員の仕事に対する多忙感であるとか、いろいろなことに対する意見、民生委員の各地区というか、協議会での声とか、そういうふうなことを、どういうふうな要望というか、市に対してそういう声が上がっているのか、まずその辺をお伺いいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） お答えいたします。

初めに、年齢構成でございます。

まず、民生委員児童委員の平均年齢は68.5歳となっております。年齢別の分布を見ますと60歳未満が46名、60歳代が130名、70歳代が193名と

なっております。

続いて、地区別の欠員の状況でございます。

現在、地区別の欠員が一番多くなっておりまして、文京地区、続いて岩木地区となっております。

民生委員児童委員協議会の中での民生委員からの声でございますけれども、多忙感というのは、民生委員本来の業務というよりは、季節柄、敬老大会への対応が地域においては民生委員が中心になって活動されているということもありまして、その出欠確認が非常に大変であるという声がございます。

活動費につきましては、年々増額を図っておりますので、地区の町会連に伺ったときには、その金額についての要望というのは多数挙げられましたが、民生委員本人からはあまり直接的には伺うことはございません。

そのほか、やはり欠員については、町会の方を含めて、民生委員たち御本人方も自分のところはまだいいのだけれども、後任の方が見つからない、これを見つけるために町会と一緒に検討していく必要がある、そういった声は非常に多くなってございます。

◎13番（蛸名 正樹委員） 敬老大会のそういうふうなことに對する仕事に負担になっているような声というのは私も実際に聞いております。そういう意味で、今後民生委員が改選というか、任期3年で、次の民生委員の多分そういう任命の時期というのは、令和7年度中に来ると思うのですけれども、それに対して、昨日の答弁ではちょっと検討しているような話がございましたが、民生委員の充足数を保つために、今後、市独自のそういう検討も必要だと思うのですけれども、国あるいは厚労省に対して、市長会あるいは東北市長会などを通して、民生委員がやはり、非常に充足数も足りないし、そういう制度的に課題があるとす

れば、そういうふうなことをやっていくべきだと思うのですけれども、その辺についてはどうしてお考えなのでしょう。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 要望活動についてお答えをいたします。

まず、これまでに実施した要望活動について説明させていただきますが、平成30年度、令和元年度においては、東北市長会に対して、民生委員児童委員の拡大する役割に応じた報酬制度の創設を、また、令和元年度から3年度にかけましては、青森県に対する重点要望として、国に対しボランティアを原則とする民生委員制度の抜本的な見直しを図るよう要望することと、地方交付税に参入されている民生委員活動費年額6万200円を活動費として支弁するこの2点を要望してまいりました。

その後、令和4年12月に実施された民生委員の一斉改選において、全国的に欠員が増加したことから、国において民生委員の選任要件について検討が進められており、現在はその公表内容を注視しながら、市において現行制度の下でできる見直しを図っております。

昨日御紹介をいたしました民生委員の候補者の推薦に当たり、次選の新しい検討策を併せて、来年度の一斉改選に向けて、これまでの皆様の御意見を踏まえ、推薦の手続が円滑に進むよう、町会に対しても丁寧な説明を繰り返してまいりますとともに、民生委員の担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、3款1項3目、78ページで、説明書の86ページの、去年も同じことを聞いたと思うのだけれども、敬老大会事業費補助金についてちょっとお伺いしたいと思います。

この説明書にも出席者・欠席者の人数が書かれています。その補助金も書かれています。大会に

出席すると、たしか1人当たり2,040円くらいだったかな、頂いて、欠席する人には610円ということでお金を頂いています。今、民生委員、民生委員協力員の話も出ましたが、みんな協力していただいて、今、町会に全部やってくれと来るので、とてもやり切れないので、みんなで力を合わせてやっているところでございますが、いつも何で悩むかというと、610円で何をしようかと。今やっているのはお茶のパック、税込み600円で何とかしてくれと、のし紙をつけてくれと、それを1件ずつ、1人ずつ配って、おめでとうございまずと言って回っているのが現状です。敬老大会に出る人は2,040円かな、2,040円ではとても足りないの、昔、高齢者をばかにしているのかと言った方がいらっしやいました。これは事実です。こんな物を出して、もう出ないと言って、そういう方もいらっしやいました。別に高齢者だから偉いということでもないけれども、敬老大会という名前だけはすばらしいけれども、2,040円の費用ではとてもできないので、我が町会ではこれにプラスアルファして、少なくとも倍くらいの費用でやっています。世話をする人も必要ですので、その世話をする人の分も用意しなければいけない。余計なことですけども、アトラクションもやっていますので、アトラクションで1人呼んできて、その方にも謝礼をあげたりして、町会からの出費もかなり多い。

何を言いたいのかというと、敬老大会に出ない人のお金を、敬老大会に出る人のお金に、この金額では常に短したすきに長しという、中途半端な金額ではないかなといつも思うのです。どうしても町会からの持ち出しというのは、そのために予算も組んでいますが、いつも悩むところなのです。

だから、敬老大会に出ないという方のお金を敬老大会に出るという方のために流用することはで

きないかと。

ということで、令和5年度はこういうふうにしてやったということなのですが、何かその点について、そういうふうな意見もあるということで、どのようにお考えなのか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 敬老大会事業費補助金について、出席者2,040円、欠席者等に対して610円ということでは不足であるということで、町会からの持ち出しが多数あるので、欠席者の分を出席者のほうに回せないかということでの御質疑だと思いますけれども、市では出席者は1人2,040円、欠席者や記念品配付のみの方は610円という単価の扱いをしており、総合的な金額を各地区社協や町会等に配付している形になっております。その予算の中での多少の融通については、特に必ずそれ以上でなければいけないということで定めておりませんので、その範囲の中であまり失礼のない金額の中で配付を、使っていただければと思っております。

◎14番（畑山 聡委員） 今のお話ですと、市では別に縛りをかけているわけではないと、一応基準として社会福祉協議会にお金を出す際にこういう基準で出していると。あとは柔軟に社会福祉協議会が、例えば我々が要望すればそういうふうなことに柔軟に対応することに、別に縛りを必ずしもかけているわけではないという意味で理解してよろしいでしょうか。

◎介護福祉課長（工藤 信康） 対象となる人員及び欠席者については、請求書の形で請求していただいて、支給された金額の中で実施する団体で上手に高齢者のためにお使いいただければということになっております。

◎14番（畑山 聡委員） 今のお話をしっかりと受け止めました。ありがとうございました

◎15番（石山 敬委員） 私からは、3款1項1目、74、75ページ、説明書76ページの生活困窮

者無料職業紹介事業についてお伺いします。

説明書を見ますと就労件数が55件となっておりますが、近年の就労件数や推移について、まずはお伺いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

まずは就労件数とか推移というところでございます。

令和5年度の就労件数は55件となっております。また、令和5年度を含む過去3年度の実績でございます。令和3年度は60件、令和4年度は78件となっております。

その推移でございますけれども、やはりこれは企業の有効求人倍率に結構左右されるところはございます。令和3年度後半から令和4年度は、コロナ明けということもございまして、有効求人倍率も大分高かったものと認識しております。それに伴ってうちほうの件数も上がったと。逆に令和5年度につきましては、その反動でもないのでしょうかけれども、人材需要が多少落ち着いてきたというところもございまして、当センターの就労件数も減少傾向にあったものと認識しております。

しかしながら、仕事探しの相談自体は減少傾向にあるものではございませんので、やはり多様な企業開拓を進めて一人でも多くの就労の支援をしてまいりたいと思っているところです。

◎15番（石山 敬委員） ちょっと確認なのですがすけれども、この説明書に、ただいまの就労件数55件とあったのですけれども、説明書を見ますと求人数が19人、新規求職者数が23人ということで、この55件というのと、その求人数という数字がちよっと合わないような感じがするのですけれども、この辺をちょっと説明いただけますか。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

こちらの就労件数の55件ですけれども、延べというところもございまして、一人で複数の、1年間

で2社、3社受かる方もいらっしゃいますし、またうちほうの無料職業紹介事業以外にも相談に来た方で、方法としてハローワークを選択された方もいらっしゃいますので、そういった方で、いずれにしても当センターに相談があった方で就労に結びついた件数ということで御理解いただければと思います。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

先ほど、新規の企業開拓に努めていくというお話があったのですけれども、登録企業の状況について、企業開拓はどのように実施しているのかお伺いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

当センターの企業開拓でございます。

基本的にはハローワークに求人を出してもなかなか人材が集まらないといった企業を対象に実施しております。具体的な方法といたしましては、就労支援員が、インターネットでハローワークの求人票とかを見られるのがございますので、そういった求人票を頻繁に出している企業に連絡させていただいたりとか、あと公共職業安定所、労働局と、市が連携してミニ面接会という形で毎月実施している事業がありますので、そういったところに来る企業、そういった方とコンタクトを取って、当センターの事業を紹介するなどして、多くの機会を捉えて、企業と連携して開拓を図っているというところになります。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

ちなみに登録企業は、どのような業種があるのでしょうか。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

業種でございますけれども、農業とか、福祉関係——介護とかといった福祉関係。また、清掃、あと警備、あとスーパー、木材加工、またクリーニング、そういった企業の区分けでいきますと、全部で19の業種がございます。

◎15番（石山 敬委員） ちなみに登録企業の情報発信というのはどのように行っているのか。また個人的に求人数がちょっと少ないように感じるのですけれども、そういったところの課題とかはありますか。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

登録企業の情報発信というところでございます。

登録企業の情報発信となりますと、どのような求人があるのかと、どういう企業が登録されているのかと、この二つになるのかと思いますけれども、登録企業にどういう求人があるかということに関しましては、やはり無料職業紹介においては、人手不足にお困りの事業所と、ひとり親であったり、介護とかといった様々な事情を抱えて、ハローワークに出ている求人票だとなかなか条件が合わないといった方の個別の事情を踏まえて、当センターで企業と相談者と調整を行って、オーダーメイドの求人票を出す形を取らせていただいております。そのため、ハローワークと同様の求人票を掲載した場合、相談をそれで諦めるという方がいる可能性もあるため、まずは個別の事情を相談いただくために、求人票の内容というのは積極的に情報発信はしていないというところでございます。

あと、どのような事業所が登録しているかというところにつきましてですけれども、現在、登録企業が63社あるのですけれども、登録していただくときにホームページに載せるとかそういうふうなお話はさせていただいていないので、とはいえ、委員が今おっしゃるとおり情報発信を、どういう企業がうちに登録しているかというのは大事だと思いますので、今登録いただいている事業所に個別にちょっと御相談いたしまして、情報発信について御理解いただきながら、できればこういう企業がありますよというところで情報発信を、ホームページとかで掲載できればいいかなと思っ

ております。

あと、求人数が少ないというところでございますけれども、やはりこれも事業の流れに大きく関わってくるものでして、先ほどちょっと言いましたが、求人票については登録企業から提出してもらうことにはなるのですけれども、そのタイミングというのは相談者が見学とか就労体験をした後、相談者が当該企業に就労を希望した場合、面接とかを希望した場合にオーダーメイドの求人票を出していただくという形を取らせておりますので、当センターに相談している登録企業以外の求人を本人が望まれた場合は、当センターの求人数には反映されないため少なくなっているのかなというところでございます。

しかしながら、当センターといたしましても、引き続き企業開拓を推進していきまして、魅力ある企業の情報を発信するとともに、既存の登録企業におきましても相談者のそういった様々な条件、状況に合わせてオーダーメイドの求人票を組んでいただける企業もございますので、そういった情報をしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

◎15番（石山 敬委員） ありがとうございます。

私も個人的に保護司活動とか、あと議員活動を通じて、いわゆる生活困窮者という方々と出会う機会があって、仕事応援センターにも度々お世話になっているのですけれども、やはりそういう方々は、私が会った限りでは、すぐく就職に、これをやりたいとすぐくこだわりが強く、先ほど19業種があるということで、ちょっと安心したのですけれども、これをやりたいという業種がもっと幅広くあれば、社会進出のバックアップができるのかなというふうに思いますので、これからハローワークとか、あと商工等の様々な部局と連携をして、生活困窮者の方々が一般の日常の生活

ができるようなバックアップをしていただければというふうに思います。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、3款1項1目、説明書72ページ、避難行動要支援者の避難支援に係る地域ミーティングについて伺います。

この説明書によると、要支援者本人と家族以外にも、町会関係者、民生委員などに加えて、対象地域以外からも80名が参加しており、どの地域に住んでいても、防災について関心度が高い。また、地元紙に掲載された記事の大きさから見ても注目度が高いと感じました。

まず、今回行ったミーティングについて、具体的な内容をお聞かせください。

◎福祉総務課長補佐（金川 浩人） 地域ミーティングの具体的な内容についてお答えいたします。

地域ミーティングは、災害リスクの高い岩木川沿いの四つの町会を対象に個別避難計画作成推進に向けた防災意識の向上と実効性のある計画作成を目的に開催したものでございます。

ミーティングでは、まず参加者全員で当市の災害リスクについて共有をいたしましたほか、先進地の個別避難計画作成に係る取組の動画を視聴いたしました。その後、町会ごとに分かれてグループワークを実施いたしました。グループワークでは、まず避難行動要支援者本人の生活状況や障がいの特性など心身の状態をお伺いした上で、避難する際の経路、移動方法や避難所生活においてどのような不安や課題があるのかといったことを共有いたしました。そして、その不安や課題に対して、いつ、どこへ、誰と、どうやって避難をするのか、事前にできることは何か、そういったことを具体的に意見を出し合い、避難計画について話し合いを行ったというものでございます。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます

した。

この避難行動要支援者である当事者や町会関係者など、参加者の意見や感想を含めてどのような成果があったかお聞かせください。

◎福祉総務課長補佐（金川 浩人） 成果についてお答えいたします。

要支援者と支援関係者が直接意見を交わすことで実効性のある計画づくりが進んだほか、対象地域以外からも多くの方に見学をいただきまして、計画作成の全市展開に向けて機運の醸成が図られたものと考えております。

また、グループワークに参加した要支援者とその家族の方からは、感想といたしまして、地域の人とつながりをつくれたこと、障がいの特性を知ってもらえたことが一番の収穫であると。これからは遠慮せずに地域に関わっていこうと思ったといったことをお話しされておりまして、また、町会関係者の方からも、これをきっかけに新たな接点が生まれて、地域内での関係構築につながったとの声を頂いております。

市といたしましては、地域ミーティングを通じて計画の作成に取り組むことは、避難行動要支援者が自助の力を高めるだけではなく、共助の基礎となる地域防災力の強化や希薄化しつつある地域コミュニティの強化、そういったことにもつながったものと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 今回やったのは4町会ということでしたが、今後ほかの町会も含めて開催するとか、定期的にミーティングを開催していくのかをお聞かせください。

◎福祉総務課長補佐（金川 浩人） 今後につきましてですけれども、私どもといたしましては令和7年度までに優先度の高い方々の計画作成完了を目指して、補正予算にも計上いたしました地域支援者の確保を目的とする支援会議を各地区において開催する予定としております。

参加者は、地域ミーティングと同様に要支援者本人及びその家族のほか、町会関係者、民生委員、福祉専門職といった方々などを想定しております。

◎3番（志村 洋子委員） 障がいのある方、また医療的ケア児の保護者など、避難行動要支援者の登録自体を知らない方も少なくないので周知をお願いしたいと思いますが、対策があるかをお聞かせください。

◎福祉総務課長補佐（金川 浩人） 周知につきましてお答えいたします。

名簿にまだ登録されていない方のうち、医療的ケア児の子供たちも含めて、優先度の高い方については制度周知を兼ねて、名簿登録や計画作成の意向確認を行う文書を個別に送付することとしているほか、市のホームページや広報紙のほか、制度に関するパンフレットの作成・設置などにより周知の強化を図ってまいりたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。次に移ります。

3款1項1目、説明書の76ページ、生活困窮者就労準備支援事業についてお伺いいたします。

まずはこのW a n c h i c aが開催されたペースについてお聞かせください。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

W a n c h i c aの開催のペースでございます。令和5年度のW a n c h i c aの開催については、令和5年4月、7月、10月、12月、令和6年に入りまして、2月、3月の計6回となっております。おおむね2か月から3か月に1回のペースで開催しておりました。

◎3番（志村 洋子委員） 私は6月の一般質問でひきこもり状態と想定される方々の数からすると、もっと回数を増やしてもいいように考えるのですが、回数を増やす計画があるかお聞かせくだ

さい。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

W a n c h i c aにしましてですが、令和4年度より、働きづらさとか生きづらさ、こういったものを感じている方に対して居場所づくりの必要性を確認するために実証実験として開催しております。その結果、やはり困窮されている方、ひとり親の方、障がいの疑いのある方、ひきこもり状態にある方など、延べ144名の方の様々な属性を持つ方に参加いただき、その属性を問わない居場所といったものの重要性を認識したところであります。

また、実証実験に御協力いただいた小林紙工においては、本年4月より、独自に働きづらさなどを感じている方を対象に厚生学院でR a s h i k uを開催していただいております。

それに伴いまして、市といたしましては、W a n c h i c aについては一定程度目的を達成したものと実証実験を終了しておりまして、今後W a n c h i c aを実施する予定はございません。

しかしながら、一方でW a n c h i c aで得られた知見もたくさんございまして、そういったものを令和6年度の支援メニューに反映しております。例えば、就労経験のない方に関しては、仕事のイメージといったものをつかんでもらうことを念頭に、8月に簡単な農作業に参加してもらって農作業体験をしてもらったりとか、また、9月18日から20日、最中やっているのですけれども、ヒロスクエアにおいて「趣味の世界でつながろう！」ということで、W a n c h i c a同様、属性を問わない場所として、そういった様々な方が集まれる空間を、ちょっと3日間ですが実施しているところです。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。このW a n c h i c aへの、実際にひきこも

り状態にある方の参加者数、また割合について把握していればお聞かせください。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

令和5年度のW a n c h i c aへの参加者は実数で76名となっております。参加者のうち、当センターの面談等によってアセスメントした結果、ひきこもり状態にあった方というのは8名となっております。全体の約1割程度がそういった状態にあったものと認識しております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

この協力企業である小林紙工が独自に行っている居場所づくりR a s h i k uが今年4月に開所して以来、非常に好評で、先日私も見学をさせていただきました。管理者から説明を受けてきたのですが、今登録者数168人と3か月前より約30人増えておりました。参加者が非常に多くて大きな戦力になっているというお話をされておりました。この作業している方々は、実際、担当者から説明を真剣に聞いて、自分のペースで、しかも高い集中力で作業をされておりました。来所時間と退所時間を記入するノートがあるのですが、それを見せていただいたら、ほとんどの方が10時に来て、4時まで滞在されているということで、ここは定員が30人なので、来所しても席が確保できず帰る方も少なくないということをお話しされておりました。

こういった居場所づくりについて、行政も協力して連携していく考えがあるかお聞かせください。

◎生活福祉課就労自立支援室長（木村 敬之）

R a s h i k uを利用する際には、一番最初にR a s h i k uの初回受付票といったものを記載していただくこととしております。その際に、項目の一つに相談支援機関の利用を希望されるかどうかという項目がございます、そちらを希望され

た方につきましては、当センターを御紹介いただきまして、当センターでアセスメント等として必要な制度につながるようにしております。

また、本年7月からは、毎月第2木曜日はR a s h i k uの出張相談と位置づけまして、相談支援員が2名、午前10時から12時の2時間にはなるのですが、R a s h i k uに行かれている方の中で何かしら相談したいという方の相談を受け付けております。

その結果、2名の方が一般就労を目指しまして、これから始まる就労準備支援事業の講座の利用に至っております。

今後も、やはりR a s h i k uのああいった機会は非常に重要なものと思っておりますので、事業者とは適宜コミュニケーションを図りながら連携してまいりたいと思っております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。次に移ります。

3款1項2目、説明書の83ページです。障がい理解啓発事業についてお伺いいたします。

今回、この障がいのある当事者が講師となって、小学校2校で開催されたようですが、具体的な内容をまずお聞かせください。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 具体的な内容でございますけれども、令和5年度に実施した障がい理解啓発事業については、10月30日に福村小学校の3年生、令和6年1月25日には城東小学校の5年生を対象とした聴覚に障がいのある方と手話通訳者を講師として出前講座を開催しております。

講座では、聴覚障がい者の生活の様子やコミュニケーションの方法を紹介したほか、手話や指文字を学んだり、言葉を使わず身ぶりや手ぶりだけで出題された果物を当てる伝言ゲームなど、児童が楽しい経験を交えながら障がいのある方と直接交流して、障がいへの理解を深めたところであり

ます。

子供たちからは「耳が聞こえない人と話すときに手話や指文字を使うことが分かった」「いろいろな方法でコミュニケーションを取れることが分かった」「耳が聞こえない人が道で困っていたら助けてい」など、多くの感想が寄せられたところがあります。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

市内に小中学校は48校あるのですが、開催が2校にとどまっている理由があればお聞かせください。

◎障がい福祉課長(成田 亜弘) 本事業は、令和4年度からモデル的に取り組んでおりまして、初年度は小学校1校、令和5年度は小学校2校と、少しずつではありますが開催校は増えてきております。

開催に当たりましては、講師となる障がいのある方の事情のほか、学校側では授業や行事がある中での日程調整など、学校側の御理解、御協力をいただきながら開催しているところでございます。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

今回、手話ということだったのですけれども、座学だけでなく、例えば困っている人に自分から声をかけるとか、車椅子に実際に触ってもらうとか、児童生徒が車椅子に乗ってもらう体験とか、そういう実践できる内容があれば、より一層理解が進むと考えるのですが、企画できるかお聞かせください。

◎障がい福祉課長(成田 亜弘) これまで聴覚に障がいのある方を講師として実施してまいりましたが、視覚障がいや肢体不自由など、ほかの障がい分野についても理解啓発を行っていくことは非常に大切なことと捉えております。子供たちが

興味を持って楽しく学んでくれるような内容で開催できるように考えてまいります。

また、弘前市社会福祉協議会では児童生徒の福祉体験学習を実施しておりまして、夏休みや冬休み中の児童生徒を対象にしまして、社会福祉への関心や理解を深めてもらうことを目的に、車椅子の操作の体験などの体験学習を行っているところでございます。

今後ともより多くの児童生徒に障がい理解が進んでいくように取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

実際、この障がいのある当事者から偏見・差別のない社会づくりをしてほしいという声が届いておりますので、純粋な心を持つ子供が自ら率先して困っている人に声かけができるよう、今後もより多くの児童生徒に啓発するよう取り組んでほしいと思います。では次に移ります。

3款2項1目、決算書83ページです。保育所等送迎用車両安全装置設置事業費補助金についてお伺いいたします。

これは令和4年に静岡県牧之原市において、認定こども園の園児が送迎車両に置き去りになって熱中症により亡くなるという痛ましい事案を受けて、安全管理徹底プランとして安全装置を設置するための補助金だと認識しております。説明書の93ページを見ますと、保育所11施設、認定こども園11施設の計22か所となっていますが、対象施設の送迎車両に安全装置が設置された件数、割合をお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(太田 宏之) 本事業は保育所等が所有しております送迎用車両への安全装置の設置につきまして、送迎用車両への子供の置き去りを防止するため、令和5年4月から安全装置の設置が義務づけられたものであります。

本事業につきましては、対象となる車両を所有する保育所等に対しまして、安全装置の設置に係る経費を1台当たり17万5000円を上限として補助するものであります。

市内の対象施設22施設が保有しております安全装置の設置が必要な車両25台については、全て令和5年度中に安全装置の設置が完了しております。

◎3番（志村 洋子委員） この安全装置を設置する対象となる車両にもし基準があればお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 対象となる車両の基準ということですが、車両の座席が2列以上の車両ということになります。ですので、3列以上の車両が対象となるものでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 85ページ、3款2項4目、弥生学園指定管理料になるのですが、弥生学園において、車椅子が前年度に当たって購入または寄贈されたことがあったのかどうか確認さ

せていただきます。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） こちらですが、車椅子の寄贈等があったということはございませんと認識してございます。

◎22番（松橋 武史委員） それでは、弥生学園では購入されていないということでありましたけれども、十分な数が配置されていると認識してもよろしいでしょうか。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） こちら、例えば仮に入所されている児童で車椅子が必要な場合は当然こちらにも御相談等はございます。その場合、今回、今のに当たっては、特にこちらのほうへ車椅子等の必要性の部分について御相談等はございませんので、私どもでは今のところ、そういうものが必要な児童等はいらっしゃらないものと認識しております。

◎22番（松橋 武史委員） 分かりました。ありがとうございます。

足りなくなった場合、必要な場合については、担当部の中で、その車椅子が余っているようであれば、それを利用したり、また購入する場合については市で対応するということになるかと思います。

そこで、全体的なことになるのですが、前年度、当市において車椅子が寄贈された例、何基寄贈されたのか、もしくは仮に十分ではなくて購入された数、例があれば確認をさせていただきたいと思います。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 寄附いただいた車椅子の件数についてお答えをいたします。

福祉目的で利用していただきたいという寄贈者からのお声があった場合には、福祉総務課が窓口となって受領しておりまして、昨年度におきましては車椅子1台の寄贈がございました。配置先につきましては、全庁的に照会をかけて、優先順位、破損しているとか、もう使えないとか、そう

いった順序に応じて配置をしているところです。

◎22番（松橋 武史委員） そうすると、購入されたことはないということでよろしいですね、前年度。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） こちらは市で車椅子を購入したということとはございません。先ほどの質疑の中で、弥生学園とかで、例えば車椅子等が必要な児童等が発生した場合、御相談等があるとは思うのですけれども、その際は弥生学園自体が指定管理になっておりますので、指定管理料の中で対応するという形になります、基本的には、どうしてもその中で難しいとなった場合は、またこちらに御相談いただくというふうになります。

◎22番（松橋 武史委員） そういたしますと、今、弥生学園では十分だということでありまして、当市において福祉に関わる車椅子は十分足りているということでよろしいでしょうか。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） こちらとしては、現時点では足りていると認識してございます。

◎22番（松橋 武史委員） それは分かりました。弥生学園では十分足りているということを二度確認させていただきまして分かりました。

市として、福祉部として寄贈を受けるわけがありますから、市として他課において必要とされる車椅子があると思うのですが、それは十分足りているのかどうか。前年度は購入していないということでもありますから、足りているということと思いますが、いかがでしょうか。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 障がい分野以外の部分、福祉部全体というお話でございますけれども、こちらの部分、手持ちの資料がございませんが、こちらちょっと申し訳ないです。答弁は後ほど資料を集めて……。〔「車椅子が足りているか・足りていないかぐらい分かるでしょう」と

呼ぶ者あり〕御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、3款民生費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、4款衛生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 4款衛生費の決算について御説明申し上げます。

89ページから98ページの1項保健衛生費は、健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、地域医療課、環境課等に係る経費でありまして、予算現額42億119万1000円に対しまして、支出済額が32億7365万421円で、9億1892万5579円の不用額となっております。翌年度繰越額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

90ページの2目予防費12節委託料の6億8691万793円は、予防接種業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

92ページの3目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金の641万1120円は、水道事業会計への補助金の支出が見込みを下回ったことなどによるものであります。

94ページの5目病院及び診療所費18節負担金、補助及び交付金の911万1162円は、弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター運営費補助金などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

95ページの6目保健活動費12節委託料の3065万2066円は、妊婦・乳児健康診査業務委託料などの

支出が見込みを下回ったことによるものであります。

96ページの7目健康増進対策費12節委託料の5342万9213円は、健康診査業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

98ページから101ページの2項清掃費は、ごみの収集運搬、処分及びし尿処理に係る経費でありまして、予算現額23億9478万1000円に対しまして、支出済額が22億2763万3006円で、1667万8494円の不用額となっております。翌年度繰越額は、埋立処分場第2次水処理施設改築更新事業に係るものであります。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきましては、9名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは、4款2項2目、100ページで、説明書でいけば122ページでございます、ごみ減量等市民運動推進事業というところをとりわけ伺いたいと思うのですが、こちらに記載のありますキエーロ普及啓発事業というものがあつたのですけれども、こちらを、実は私も活用させていただいておりまして、担当課の前にいつも土が盛ってあって、箱があるのを気にしていたのを7月、8月と利用させていただいています。私も含めてなのですが、あまり知らない人が結構多い印象だったのですけれども、具体的に令和5年度にもちゃんと実施されているということでありましたので、キエーロ普及について、具体的にいま一度、事業概要等を含めて、今の状況も含めて伺いたいと思います。お願いします。

◎環境課長（葛西 正樹） キエーロとは生ごみを土の中に埋めることでバクテリアの働きにより堆肥化せず分解する容器のことございまして、臭いや虫が発生しにくく、一般家庭の方でも生ご

みの減量化に取り組みやすいというツールでございます。

市が作成した家庭向けのミニ・キエーロと事業者向けのメガ・キエーロをモニター事業や転入者向けのキャンペーンなどで配付し、普及啓発を図る事業でございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

やってみて、本当にごみの重さが大分減るので、すごくいいものだなというふうに感じて使っていたのですけれども、これ、今申し上げたとおり、知らない人も大変多くて、でもしっかりとメガ・キエーロという、より大きなものを4事業所もやっているということがすごくいいなと思ったのですが、もっと市民の方々にこういったコンポストを活用してもらえるようにする必要があるなというふうに考えるのですが、こういったことを小中学校の子供たちにも広く伝えていく必要があると思うのですけれども、この点については何か今取組とかはなされているものなののでしょうか。

◎環境課長（葛西 正樹） 高等学校にも1校、配付の実績はございます。

◎1番（須藤 江利加委員） 大分少ない印象なので、もっと普及のためにもやっていく必要があると思います。

記載のあるのは令和5年度の話ではありますが、いろいろと聞き取りであったり、やっている内容というのも調査しているという話でしたので、今後の課題とか展望についてお伺いしたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） こちらのミニ・キエーロのモニター事業では、利用した結果をアンケート形式で回答いただいております。令和5年度に回答いただいた利用者の反応でいいますと、おおむね好評で、81%の方が生ごみをうまく処理できていると回答されておりまして、また93%の

方は今後も使用していきたいと回答されております。

1か月の使用で、1人当たりの平均で約2キロのごみが処理されているというようになっています。

事業の効果として、燃やせるごみの排出削減につながったと同時に、キエーロをきっかけとして生ごみとなる残飯や料理くず自体を減らすよう心がけるようになった方や、環境教育としてお子さんと一緒に取り組んだ方もいらっしゃいますので、市民のごみ減量に対する意識啓発にもつながったものというふうに捉えているところでございます。

◎4番（三浦 行委員） 4款1項3目、決算書92ページ、説明書105ページの弘前市町会連合会環境衛生推進活動費補助金について、令和5年度の補助金の活用実績をお伺いします。

◎環境課長（葛西 正樹） 令和5年度の補助金の交付実績ではありますが、175万4000円でございます。こちらは環境美化推進運動補助分として90万円、ごみ減量運動堆肥製造容器購入補助分として1万4000円、アメリカシロヒトリ防除薬剤購入補助分として84万円を支出しております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私からは、4款2項2目、決算書の100ページ、公共施設等への再エネ導入調査業務委託料979万円についてお伺いいたします。

この委託の具体的な成果の概要と、委託先ですが、ビオストックとありますが、この会社の具体的な、どこの会社でどういう内容の業務を主にやっている会社なのかお伺いします。

◎環境課長（葛西 正樹） まずは調査結果でございますが、本調査は公共施設等へ再エネ設備を新たに導入するための調査でありまして、太陽光発電設備とバイオガス化設備の導入について調査

を行ったものであります。

調査内容としましては、再エネ設備を導入をした場合に、二酸化炭素排出量をどの程度削減できるか。また、設備の導入方法として、購入やリースなどの場合に応じた比較検討を行ったものであります。

太陽光発電設備につきましては、第三大成小学校、朝陽小学校、大成小学校、高杉小学校、裾野小学校の5校で調査を実施しております。これらの学校に設置した場合、年間82.2トンの二酸化炭素が削減可能であり、補助金の活用などによっては、設備購入に要した費用を10年程度で回収できると、有事の際の指定避難所などの電源確保にもつながるということが期待されるというものでございます。

バイオガス化設備については、西部学校給食センターに小型の設備を設置したと仮定した場合、施設から発生する生ごみを1日約500キロ処理でき、年間23.3トンの二酸化炭素が削減可能ですが、実用化に向けてはプラント設置に要する費用が高額であること、安定的にバイオマス資源を確保する必要があるということ、新たな収集運搬体制の構築などの課題も顕在化したということから、さらなる検討が必要だというような結果となっております。こういった調査結果が得られているというものでございます。

次に、調査を委託したビオストックでございますが、こちらNTTグループとして脱炭素・資源循環事業やDXソリューション事業に取り組む企業でございまして、主にバイオガスプラントの設計・販売を行っている事業者でございます。

◎13番（蛭名 正樹委員） 今の成果の概要をお聞きますと、新たにやった場合、施設にそういう再エネ設備を導入した場合の調査だということ、小学校とかいろいろな公共施設にこれまでもいろいろな再エネの設備を導入している

はずです。その成果というか、そういうふうなことは今回の委託ではやられていないというふうな認識でいいのですか。

◎環境課長（葛西 正樹） 過去に設置した太陽光発電設備設置の効果についての検証というところでは、今回の事業には含まれておりません。現在、公共施設に設置している太陽光発電設備の多くは、有事の際の災害対応力の向上というところを目的としてエネルギーの自立や分散に取り組んだというものでございます。そのため、費用対効果や二酸化炭素削減効果などの検証は行っておりませんが、御指摘のとおり、既存設備の評価や検証は、二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指していくゼロカーボンシティ推進の観点からも非常に重要だと思いますので、既存設備の稼働状況や発電量の把握に努めるなど、経済面や環境面についても評価できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 分かりました。

ぜひ既存施設についてもいろいろと調査して、どういう効果が上がっているのかというふうなことをお願いしたいと思います。

今後、調査委託したものを具体的にはどういうタイムスパンで、どういう事業化などを考えているのか、今分かる範囲でよろしいですけれども教えていただきたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） 今回の調査結果をどのように生かしていくかというところでございますけれども、調査結果につきましては、小学校と西部学校給食センターを所管する教育委員会にも情報共有しております。当課としては、今後ゼロカーボンシティ推進のため、施設所管課において導入に向けた前向きな検討を進めていただきたいということで、そのための支援をしていくということを考えております。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、4款1項

3目、決算書92ページ、説明書105ページになりますが、水道事業会計補助金というのがございまして、その説明書の一番下に物価高騰対策に係る水道料金減額に要する経費、これは3億835万5000円を支出したのだと思いますが、これは昨年12月の水道料金を、たしか無料化という、1か月ですけれども、それに使われたのかどうなのか、まず確認したいと思います。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 昨年度の水道料金の軽減に使われたものかということでの御問合せですけれども、水道料金の軽減は10月、11月に基本料金のうち1,000円を減額しております。その後、12月になってからは基本料金と使用水量40立方メートルまでの水道料金について減額をしたものに今回の補助金を充てております。

◎14番（畑山 聡委員） 私はあまり水道事業については詳しくないのであれですけれども、たしか水道事業、上下水道というのは経営の独立性というのですか、運営の独立性、そういうことをお聞きしていたように思うのですが、これはこういうふうな補助金を水道事業に出せるという法律上の根拠はあるのでしょうか。

◎上下水道部総務課長（中村 洋幸） 水道料金の軽減に対しての根拠でございますけれども、基本的に一般会計から企業会計へ繰り出すことのできる基準については、総務省が基準を定めております。ただ、今回の物価高騰に対する軽減に関しては、この基準の中にはございまして、別途、地方公営企業法の規定に基づき繰り出したものでございます。

◎14番（畑山 聡委員） ちょっとよく分からないのだけれども、ちゃんと基準はあるのだけれども、それとは違って、今回は別途出したものであると。そういうふうに一般財源からお金を出せると、そういう方法があるということですね。私はよく分からないので聞いているのだけれど

も。

◎財政課長（種市 穂） 今回、水道料金の軽減のために一般会計から繰り出した件ですが、例えば市の一般会計だと生活困窮者に生活保護費を出しています。やはり生活支援の部分というのは、一般会計は財源が税金ですので、税でやるべき世界です。今回、昨年も市から、国の施策に基づいて、国からいろいろ交付金をもらって、物価高騰に伴う生活支援とかいろいろ事業をさせていただきました。それもあくまでも税金でやるべき施策であります。そして今回、水道料金の軽減をするにも、あくまでも物価高騰に伴う生活支援の施策ですので、その減収分の部分は一般会計からの繰り出しで税で補填した。先ほど上下水道部総務課長も話したように、国で基準があります。それも例えば通常のやり取りでいくと、一般会計から消火栓の設置費の部分は一般会計で面倒を見てくださいますと決まっています。これも要は、消火栓というのは消防活動で、火事が起こったら必ず、どういう方でも火は消してもらわないといけないので、そういうところでは税で負担しましょうということで基本的な考え方、料金でやるべきもの、税金でやるべきもの、そういうような基本的な考え方は決まっているというところでございます。

◎14番（畑山 聡委員） 私はよく分からないのですが、分からないから聞いているのですが、一般財源から出すことも可能なのだということになれば、早い話が、今は審議会か何か分からないけれども、答申によると、今後3年ごとに料金を上げていくと。その金額の幅も狭めることも可能なわけですね、一般財源から繰り入れることによって。それでなくても物価高騰で市民が生活に苦しんでいて、先般の一般質問でもこのことが取り上げられておりましたけれども、それは理解が間違っているということでしょうか。

◎財政課長（種市 穂） 水道事業はあくまでも独立採算性を原則としている事業でありまして、今、料金改定を予定しておりますけれども、これはあくまでも水道事業ですので、安心安全な水道水を市民の方に提供して、そのサービスをして受益を受けている対価として利用者から料金をいただいております。ですので、今回の料金改定の部分に関しましては、あくまでも今後安心安全な水道水を供給するためのサービスの維持あるいは向上のために料金改定をするわけでありまして、それについてはあくまでも料金でやるべき世界です。ですので、税で補填するとかというのは、要は独立採算性の原則に反するものと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） しつこいようですが、安全安心な水道を確保するということは分かります。そのために水道料金を上げざるを得ないのだという理屈だと思うのですが、お金を出せない人は安全安心な水を、十分に恩恵を受けられないという話にもなっていくかと思いますが、これだと言い過ぎでしょうか。

◎財政課長（種市 穂） 恐らく、ちゃんと皆さん水道料金を納めていただいていると思うので、水道水を使っている方は多分しっかり納めていると思いますので。

◎16番（木村 隆洋委員） 4款1項5目、決算書94ページ、二次救急医療体制確保支援事業費補助金についてお伺いいたします。

説明書107ページに患者数が書かれておりますが、今、2次救急の輪番を、健生病院、弘前総合医療センター、あと弘前大学病院で行っていますが、令和5年度の3病院の患者の内訳をお伺いしたいと思います。また、圏域8市町村の市町村別の患者数も分かればお願いいたします。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 令和5年度における2次輪番の3病院の患者数の内訳ということ

でまず申し上げたいと思います。

令和5年度の2次救急における3病院の受診者数、トータルでまず申し上げますと、合計1万5986人、各病院の内訳につきましては、弘前総合医療センターが7,374人、それから健生病院が6,757人、そして弘前大学医学部附属病院の高度救命救急センターが1,855人、合計1万5986人となっております。

次に市町村別ということで、まず津軽地域保健医療圏の8市町村において受診患者数が多い順から申し上げますと、まず弘前市が1万594人、続きまして平川市1,719人、次、黒石市649人、藤崎町558人、大鰐町534人、板柳町444人、田舎館村324人、西目屋村101人となっております。このほか、津軽圏域以外の県内の市町村については628人。そして県外の市町村は435人となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、2次救急の輪番を、先ほども申し上げましたが3病院、総合医療センター、健生病院、弘大の高度救命で行っていると。今回この事業に関しては、健生病院、弘大に交付していると。総合医療センターは運営費交付金の2.5億円の中で賄っている。以前にもらった資料でいけば、令和5年度では約1933万円が弘前の負担分というふうになっております。

令和4年度から弘前総合医療センターが運用を開始して、津軽圏域の2次救急の拠点になるというふうなお話でありました。

今回の人数を伺っても、約半分程度、1万5000人余りのうち7,374人が弘前総合医療センターで患者の受入れを行っているということでありました。これを多いと見るか、少ないと見るかというのは、ちょっと議論にはなると思います。弘前総合医療センターがかなりの2次救急の拠点になるというふうなお話であったので。そういった意味では、この1次救急、2次救急、3次救急の役

割をきちんと考えておくべきだというふうに思っております。

これから急患診療所も健康づくりのまちなか拠点に移って拡大されていく。弘前には3次救急として、先ほど課長もおっしゃられた高度救命救急、弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターがあります。ここがやはり3次救急の要であるべきだというふうに考えるのですが、現状、2次救急の患者を受け入れざるを得ない。先ほどお話を伺っても、やはりこの1次救急、2次救急、3次救急のすみ分けというのは非常に大事だというふうに考えますが、2次救急のこの体制は、今、3病院で輪番を行っていますが、現状のままで問題ないというふうに考えているのかをお伺いいたします。

◎地域医療課長（吉崎 拓美） 2次救急の体制が現状のままでいいのかということでございますけれども、現在、津軽圏域における2次救急医療の体制につきましては、先ほど委員もおっしゃったとおり、弘前総合医療センターと健生病院、そして弘大の高度救命救急センターの三つの病院の輪番制という体制で実施しており、この体制を維持することで圏域の住民に対して、休日、そして夜間における安定した医療の提供が行われているというところでございます。

この三つの病院のうち、令和4年4月に開業いたしました弘前総合医療センターでありますけれども、津軽地域保健医療圏における2次救急医療体制の確保、そして新中核病院としての役割を担うべく整備されたというところでございますけれども、一方で本来3次救急を担うべき弘前大学の高度救命救急センターが2次救急も担っているという状況になってございます。

市としては、弘前総合医療センターが津軽圏域の2次救急の体制にさらにもっと担っていただいて、そういうふうに考えてございます。

そこで、弘前総合医療センターに対しましては、2次と3次救急、こういった機能分担をしつかりとさせていただきたいということと、それに対するために医療スタッフの人員配置を含めた2次救急医療体制の段階的な強化というものを医療センターに要望しているというところでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 我々は、弘前総合医療センターに2次救急の患者の市町村別の負担割合も含めた形で運営費交付金2億5000万円を抛出しております。運営費単独だと、恐らく推計値で約2億円ぐらいなのかなというふうに思っております。新聞報道等でも弘前総合医療センターは救急医が1人しかいないということで、弘前大学にも派遣の依頼をしているというふうな報道もなされております。

近隣の医者、先生方にちょっとお話を伺うと、ちょっと総合医療センターの救急体制をもう少し充実するべきではないかというふうなお話も、一人ではない、何人かの先生からも伺っております。そういった意味では、運営費を弘前市単独で出しているというところも含めて、もう少し市として地域医療を担うという観点からも、言い方を変えると、もっと口を出していただきたいというふうに、そこを願って終わります。

◎21番（蒔苗 博英委員） 決算書90ページ、4款1項2目12節委託料、予防接種業務委託料について、まず制度の概要と委託先について伺います。

◎健康増進課長（川田 哲也） 4款1項2目、予防接種業務委託料について、制度の概要と委託先についてお答えいたします。

この予防接種業務委託料は、予防接種法に定められている各種定期接種の実施に伴い、各医療機関へ支払う業務委託料であり、BCGや麻疹・風疹、日本脳炎などのA類定期接種のほか、高齢者

に対する肺炎球菌やインフルエンザなどのB類定期接種の業務委託料であります。

ちなみに、現在はB類となっている新型コロナウイルスワクチンについては、令和5年度末まで特例臨時接種であったことから、こちらの決算とは別に記載しております。

委託の相手方は、主に弘前市医師会と契約しております。

委託料の流れについては、市から弘前市医師会へ一括して支払い、弘前市医師会を通じ各実施医療機関へ支払われることとなっております。

そのほか、弘前市医師会に加盟していない弘前大学附属病院や弘前総合医療センターなどとは個別に業務委託契約を結んでおります。

◎21番（蒔苗 博英委員） 流れは分かりました。

決算説明書の102ページに予防接種受診状況が記載されております。これを見ますと、接種率が90%を超えているものもあれば、それから10%前後のものもあるわけです。これはこのように幅があっているのかというふうな形で思うわけですが、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） この決算説明書102ページの予防接種受診状況のところですが、ここの表の種別に関しましては、国が定めるA類疾病の定期接種のものとB類疾病の定期接種のものがございます。A類の定期接種は先ほど申し上げましたようにB型肝炎等でございますが、これは症状が重篤になるおそれがあるため、発生と蔓延を予防する目的のものでございます。一方、B類の定期接種は高齢者の肺炎球菌、インフルエンザで、主に個人の重症化予防を目的とするものとなっております。

予防接種法において、このA類につきまして、その症状の重さ等から接種に関する努力義務

がございます。また、同時に市町村長は予防接種を受けることを勧奨するものとするというふうにされてございます。

このため、市では広報誌などで随時周知は行っているのですが、特にA類につきましては対象年齢が低いと重症化リスクが高い、そういったことなどから対象者へ直接案内文書等を配付しているため接種率がおおむね高くなっているのではないかというふうに認識してございます。

ワクチン接種には一定の副反応も伴いますので、国においてもあくまで努力義務規定というふうにしていますが、感染予防、重症化予防のために、市でも引き続き積極的に周知は図っていかねばならない必要があると考えてございます。

◎21番（蒔苗 博英委員） 特に子宮頸がん予防接種、これはワクチンです。このワクチンは感染予防のためには非常に重要であると考えております。見ますと、10%台の接種率であるわけでありますが、これだとちょっと不足かなと私も思うのですが、これからの市の取組、これまで実施した内容、それから今後に向けた方策というのがあればお知らせ願います。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 先ほど申し上げたA類の定期接種につきましては、重篤化する危険性が高いと。また、努力義務もあるということから、これまで広報誌等での周知に加えまして、出生時や乳幼児健診などの時期に対象者へ個別に文書を送付したり、また、学校に対して周知文の配付を依頼するなど、様々な取組を進めてまいりました。

特に国の方針によりまして、ここにもあります子宮頸がん予防（キャッチアップ）、予防接種受診状況の表にもございますが、こちらはHPVワクチン接種の機会を逃した女性の方を対象とした接種でございまして、公費負担が本年度末というふう

うになってございますため、広報誌、ホームページなどのほか、県とも連携しまして、7月にヒロロで実施しました市民の健康まつりなどで映像を流したり、またさらに商工会議所のほうにちょっと時間を頂きまして、経営者の方々へ休暇等の配慮を直接お願いしたりと。また、さらに未接種の方の対象者を抽出しまして、春先と7月、8月にかけて、計2回、個別に案内を送付しているところでございます。

今後も、様々な場面でワクチンの重要性について周知を図るとともに、円滑な接種を進められるよう注力してまいりたいと考えてございます。

◎21番（蒔苗 博英委員） 今、答弁の中に、いわゆる子宮頸がんのキャッチアップが今年度で終わるというふうなお話をお聞きしました。このキャッチアップというのは17歳から26歳までの、いわゆるワクチンをやれなかった方が対象になっているのだと思うのですが、これが9.1%しか接種されていないということで、今年でやめるということは、接種を逃した人は網羅できたということよろしいですか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） この子宮頸がんのワクチンのキャッチアップにつきましては、やはり国で一度方針変更したというところもございまして、女性の方に関しましては、副反応に関する、そういった一定の意識があるというところございまして、接種率が伸び悩んでいるというところでございます。

新聞報道でもございましたとおり、県が出した接種率、今までは1回でも対象者が打ったかどうかということで、県全体で50.1%、本日の陸奥新報にありましたけれども、それと同じ算出方法でいきますと、当市では同じ程度、50.9%程度というところで、この予防接種受診状況の表とはちょっと集計方法が異なるのですが、約5割の方が1回目までは一応打っているというところ

ろになっております。

公費負担がなくなると、大体、今、9 価のワクチンを打ちますと、1 回に 3 万円近くかかりますので、計 3 回で約 10 万円かかるというところになってきますので、この辺もしっかりと周知しながら、ワクチンを 3 回接種するには 6 か月必要になります。なので、1 回目を 9 月中に打たなければ、基本的には 3 回接種を全て完了することは難しいというところになってございますので、この辺も引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 42 分 休憩〕

〔午後 1 時 00 分 開議〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで委員長より理事者の皆様に申し上げます。答弁において少し長く感じられるため、可能な限り簡潔な答弁をいただくことをお願いいたします。

◎3 番（志村 洋子委員） 私からは、4 款 1 項 2 目、決算書の 91 ページ、新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金についてお伺いいたします。

先日の一般質問で、工藤裕介議員からも健康被害についての質問がありましたが、私からも改めてお伺いをいたします。

当市において、新型コロナウイルス予防接種による健康被害を訴えている方の症状、また人数、性別、年齢、また症状が出始めてからの期間を教えてください。

◎健康増進課長（川田 哲也） 4 款 1 項 2 目、新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金について、志村委員の質疑にお答えします。

新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金は、予防接種によって重篤な健康被害が生じ、医療機関での治療等が必要となった場合に、国の予防接種健康被害救済制度に基づき、医療費などを給付するものであり、特に新型コロナウイルスワクチンは令和 5 年度末まで特例臨時接種に位置づけられていたことから、その費用については全額国が負担するものです。

予防接種法等において、医療手当や障害年金、死亡一時金など給付の範囲や金額が定められており、例えば医療手当の場合は通院や入院の日数、障害年金の場合は等級により、それぞれ所定の額が定められております。

令和 5 年度決算の 44 万 2580 円は、国の審査を経て認定済みの 6 件のうち、令和 5 年度中に給付された計 2 件の医療費等給付実績となります。

当市においては、現時点で計 12 件の申請があり、6 件の認定と 1 件の不認定が既に決定しております。

男女別の申請件数は、男性が 7 名、女性が 5 名、年代別では 10 代 3 名、20 代 2 名、50 代 1 名、60 代 3 名、70 代 1 名、80 代が 2 名となっております。

症状は、認定済み 6 件について、アナフィラキシーショック 3 件、急性心筋炎 2 件、発熱 1 件であり、発症から改善するまでの期間については、最短で 1 日、最長で接種日から現在進行形で 2 年後等、まちまちではありますが、全体的には数日から 20 日程度が多いようです。

◎3 番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

人によって健康被害が出るまでの期間、また症状が消失するまでの期間は様々だと思いますが、認定の結果が出る前に症状が改善された場合でも給付されるのかお聞かせください。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 申請から認

定までは一定期間、国の認定も含めれば年単位と
かかることもございますけれども、その間に症状
が改善した場合におきましても、その間に要した
医療費であるとか医療費手当に関しましては対象
となるものでございます。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。
次に移ります。

4款1項7目、説明書の115ページ、がん検診
受診率向上強化対策事業についてお伺いいたしま
す。

受診勧奨の啓発活動強化とありますが、説明書
にあるがん検診受診率の令和4年度と5年度を比
較するとあまり改善が見られないようです。この
受診率が向上しない理由について、市の考えをお
聞かせください。

◎健康増進課長（川田 哲也） 4款1項7目、
がん検診受診率向上強化対策事業につきまして、
がん検診の受診率が向上しない理由について、市
の見解をお答えします。

令和5年度時点では、まだ新型コロナウイルス
感染症の影響が見られ、不特定多数の人々が集ま
る場所への往来を避ける傾向ががん検診の受診控
えにつながっている一つの要因と考えられます。

また、市が実施している五つのがん検診共通の
傾向として、40歳代及び50歳代の受診率が低く、
年齢層が高くなるに従って受診率が高くなる傾向
が見られることから、若いうちはまだがんは身近
な病気ではないという認識があることも受診控え
につながっていると考えられます。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。
した。

今年度、また次年度に向けて、この受診率向上
の改善策があればお聞かせください。

◎健康増進課長補佐（三上 淨子） 受診率向上
に向けてですが、これまでの胃がん内視鏡がん検
診、子宮がん検診、乳がん検診の受診資格につい

ては、年度内に偶数年齢となる方に限定しており
ましたが、今年度からは2年に1回、前年に受診
していない方は全て受診できることとし、昨年度
偶数年齢に到達した方の未受診者の方に対して、
救済措置として本年7月に受診資格証明書を個別
発行し受診勧奨をしております。

来年度からは、また、受診券を発行していな
かった子宮・乳がん検診においても、個別に受診
券を発行することとし、対象者に受診資格を有す
ることを分かりやすく伝えるよう努力してまいり
ます。

また、これまで同様、健康と福祉ごよみ、広
報、ホームページ等でがん検診について広く周知
しているほか、弘前公式LINEにおいても情報
発信をしていきたいと考えております。

働き盛りの世代への対応としては、40歳に到達
した市民に対し、受診勧奨チラシの個別通知も続
けていきたいと思います。

これからの周知活動の中で、がんは決して高齢
者特有の病気ではないことから、若いうちから定
期的にがん検診を受診することが大切であることを
意識づけることで、今後の受診率向上に努めて
いきたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。
した。

先日の一般質問でも訴えましたが、子育て世
代、また職場でも責任ある立場にいるような若い
世代の方たちの受診率を上げることが非常に重要
だと考えますので、今後も積極的な受診勧奨をお
願いいたします。

◎15番（石山 敬委員） 4款2項2目、100
ページ、説明書120ページにあります、地域エネ
ルギープロジェクト事業化支援事業についてお伺
いいたします。

この事業、再エネとか無駄なものをエネルギー
に変えるということで、我が会派としても非常に

注目している当該事業ですが、結果はどうだったのか、まずお伺いしたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） 本調査は、公共施設等へ再エネ設備を新たに導入するための調査でありまして、太陽光発電設備とバイオガス化設備の導入について調査を行ったものであります。

太陽光発電設備については、市内の5小学校に設備を設置した場合、年間82.2トンの二酸化炭素が削減可能であり、補助金の活用などによっては、設備購入に要した費用を10年程度で回収できるというような結果となりました。

バイオガス化設備については、西部学校給食センターに設置したと仮定した場合、施設から発生する生ごみを一日約500キロ処理することで、年間23.3トンの二酸化炭素が削減可能ではありますが、実用化に向けてはコスト面や原料確保などの課題があり、さらに検討が必要であるというような結果となっております。

◎15番（石山 敬委員） 太陽光発電設備については、ちょっとメリットは出たけれども、バイオガス化設備については、ちょっと問題、課題が残ったということだったのですが、このバイオガス化の設備についての問題をもうちょっと詳しくお知らせください。

◎環境課長（葛西 正樹） バイオガス化設備に関する問題といたしましては、小型バイオガス化設備導入に要する費用として数億円を要するというところで、処理費用が現行と比べて割高となるというところで、経済性を改善するためにはほかの施設や近隣の事業系生ごみも併せて収集する必要があることなどが挙げられまして、様々な課題が明らかとなっているということです。

◎15番（石山 敬委員） そうすると、小型だけだとちょっと効率は悪いけれども、いろいろなほかのごみとか、広域で集めて大型化するとメリットが出てくるというふうに認識しました。小

型だったので、ちょっと課題が残ったということだと思います。

このエネルギープロジェクトは、SDGs未来都市計画にも当然掲載されておりますけれども、この計画の30ページには、2024年度以降のバイオガスプラント設置を目指すとあります。今後、小型ではないけれども、何らかのバイオガス設備を導入する見込みはあるのかお伺いします。

◎環境課長（葛西 正樹） バイオガスプラントの設置に当たりましては、バイオマス資源の確保や収集運搬体制の構築など、検討を非常に深化させていく必要がございます。今年度は、新たに立ち上げるゼロカーボンシティ推進のための協議会が発足される予定ですが、その改正する協議会において、民間事業者の方だとか、あるいは広域でということ、情報共有をするなどということを通じまして、事業化に向けた意見交換と検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

続きまして、4款2項2目、100ページ、搾汁残渣等エネルギー化システム構築事業についてお伺いいたします。

これについても、連続メタン発酵の試験結果はどうだったのか、まずお伺いします。

◎環境課長（葛西 正樹） 連続メタン発酵試験は、同じ原料を約1か月間投入し、湿式高温の条件下でメタンガスの発生量を測定するものでありまして、りんご搾汁残渣、給食残渣、りんご搾汁残渣と給食残渣の混合物の3パターンで試験を実施しております。

りんご搾汁残渣は、一般的な生ごみから発生するメタンガスと比較して、およそ半分の量が発生するという結果が得られております。これは、りんご搾汁残渣が搾りかすであるため、メタンの原料となる有機物が少ないということが要因として

考えられます。

メタン発酵する場合のりんご搾汁残渣の大きな課題といたしまして、搾汁残渣の成分として、炭素に対する窒素の比率が小さいため、搾汁残渣単体だけでは安定して発酵できないということが結果として得られております。

◎15番（石山 敬委員） ちなみに加工業者から排出される搾りかすの量が年間4,000トンということで、この残渣量からエネルギー化できる量について伺います。

◎環境課長（葛西 正樹） この残渣から発生できるエネルギー量といたしましては、およそ1トン当たり100キロワットアワーの発電量が期待されますので、先ほどの4,000トンというのは8者に聞き取りした年間発生する量でございますけれども、この4,000トンを全量エネルギー化できたと試算いたしますと40万キロワットアワーとなり、これは目安として、一般家庭約94世帯が年間で消費している電気量に大体相当するものでございます。

◎15番（石山 敬委員） このりんごかす、搾汁残渣のことについても、これもSDGs未来都市計画に掲載されております。関連で、今年度はやられていないと思いますが、今後継続していくかもちょっと私も分からないところではあるのですけれども、その計画に実際載っている以上、この計画と当該事業の今後の整合性について伺います。

◎環境課長（葛西 正樹） こちらの事業につきましても、先ほど答弁しました今年度新たに発足する、開催するゼロカーボンシティ推進のための協議会におきまして、民間事業者の方々と情報共有などしていくといったことに向けて、将来の事業化に向けた協議は進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◎15番（石山 敬委員） 今お聞きした二つの

事業については、全国的にはバイオガス技術はもう既に確立されておるので、試験段階からではなくて、ぜひ導入・普及段階に入ってもいいのではないかなというふうに個人的には思っております。

先ほど言った課題というのは、小型化したために課題が残ったということだったので、いろいろある事業系・家庭系の生ごみとか、あとは農業の残渣、稲わらとか、先ほどのりんごの搾りかすとか、全部を組み合わせることでことによって新しくエネルギーも生まれますし、そこから排出される発酵残渣の堆肥、そういうものもあるので、いいことづくめだと思うので、これ弘前単体ではちょっと難しいと思いますので、事務組合とか、そういうところと情報共有しながら、ぜひ導入に向けて検討していただきたいというふうに要望して終わります。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来。

◎10番（成田 大介委員） 私からは、4款1項6目、予算書96ページ、説明書111ページ、不妊治療費助成事業についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、ここ何年かでいろいろ状況が変わってきているかとは思いますが、まず概要をお聞かせください。

◎こども家庭課参事（村田 善彦） 市の不妊治療費助成は、生殖補助医療と一般不妊治療に行っております。

まず、生殖補助医療ですが、令和3年度までは、特定不妊治療として県が国の助成を受けて実施する青森県特定不妊治療費助成事業の対象者に、県が助成した額の2分の1を上限に、市が独自に上乗せして助成を行うことにより、高額な不妊治療費用が低額に抑えられていたものであります。

令和4年度からは、公的医療保険の適用となった一方で、県の助成事業が終了したことにより、これまで国・県の助成によって低く抑えられていた自己負担が増えるケースが見込まれたことから、経済的負担により治療を断念してしまうことがないように、また、不妊に悩む方が治療に対して前向きになるように、市の独自事業として治療に要した自己負担額の3分の2相当額を助成することとしたものであります。

もう一つの一般不妊治療ですが、令和3年度までは、1回の治療について1万円を上限に、年度内2回まで助成しておりましたが、令和4年度からは公的医療保険適用となったことに伴い、治療に要した自己負担額の3分の2相当額を生殖補助医療と同じように助成した上で、年度内6回まで助成回数を拡大したものであります。

◎10番（成田 大介委員） これは令和4年度から保険適用になったというようなことなのですが、令和5年度の人数、件数というのは、この説明書にも書いてあるのですが、保険適用になった後の人数の推移というものが分かればお聞かせください。

◎こども家庭課参事（村田 善彦） 生殖補助医療ですが、令和3年度は特定不妊治療になります。こちらは実人数が123人、助成件数が215件となっております。令和4年度は、令和3年度の経過措置分がありまして、こちらが実人数46人、助成件数57件、公的医療保険適用後が実人数115人、助成件数が228件。令和5年度が実人数102人、助成件数207件となっております。

一般不妊治療については、令和3年度が実人数48人、助成件数48件。令和4年度が、令和3年度経過措置分の実人数1人、助成件数1件。公的医療保険適用後が実人数23人、助成件数60件。令和5年度が実人数35人、助成件数112件となっております。一般不妊治療の助成件数は年々増加し

ているものであります。

◎10番（成田 大介委員） 今、答弁でもありました、生殖補助医療と一般不妊治療というようになりましたが、この違いというものをお聞かせください。

◎こども家庭課参事（村田 善彦） 生殖補助医療は、妊娠を成立させるために人の卵子と精子あるいは胚を取り扱うことを含む全ての治療あるいは方法であり、体外受精、顕微授精、男性不妊の手術となります。

一般不妊治療は、配偶者間人工授精やタイミング法となっております。

◎10番（成田 大介委員） ありがとうございます。

さらに、今、本年7月から県による不妊治療費の助成というものが始まったと思いますが、今後の市の助成等についてお聞かせください。

◎こども家庭課参事（村田 善彦） 本年7月から実施された県の不妊治療費の助成は、公的医療保険適用の生殖補助医療の自己負担額を対象としておりますが、公的医療保険適用の一般不妊治療は助成対象外となっていることから、市による助成を引き続き行っております。

また、7月1日より前に開始された公的医療保険適用の生殖補助医療は、県の助成の対象外となることから、こちらについても市における助成を継続しております。

◎10番（成田 大介委員） ありがとうございます。

これは、生殖補助医療というものが県の場合は対象で、一般不妊治療は公的保険が適用されているので、市としては今までどおりに助成していくという形でよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

少子化というような中で、この不妊治療というのは、本当にその御夫婦間にとっては非常に悩ま

しいといえますか、非常に苦しい治療であるとも聞いております。一時期、ちょっと私も非常に苦しみ悩んだときもあったのですが、今、やはりこういう助成といえますか、こういうものが様々、幾つか出ているというようなところで、何とか引き続き、市としても、できればもう少し手厚くなるような施策が講じられればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） 96ページ、4款1項6目保健活動費、18節補助金、弘前市健康づくりサポーター地区活動費補助金というところで、この健康づくりサポーターの地区活動という事業内容と実績を、もし持っていればお聞かせください。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 弘前市健康づくりサポーター制度につきましては、目標につきましては、健康寿命の延伸を目指して個人の健康づくりを地域や職場、行政などで支え促進すると。そのために健康づくりをサポートするサポーターを市内全域に配置しまして、がん検診の受診勧奨だとか、健康教室を開催するなど、地区に根差した様々な健康活動を実施いただいているというところでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 具体的にどういう方で、何名ぐらいで今活動されているのでしょうか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 令和5年度末のサポーターの人数は285名というふうになっ

てございます。

あと、すみません、先ほど活動の実績というところで答弁漏れでございましたので補足させていただきます。令和5年度の実績としましては、研修会を1回、地区における活動は様々含め延べ94回、その他連絡協議会、意見交換会で5回というような形となっております。

◎12番（齋藤 豪委員） ひとまずここは置いておいて、97ページの4款1項7目12節委託料のところで、健康づくり応援人材育成業務委託料というものがあるのですが、これは今の健康づくりサポーターと同じような事業なのでしょうか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 健康づくり応援人材育成事業というところでございまして、ここで育成しようとしている方は、健やか協力隊員ということで、市が弘大と連携して今実施してございますQOL健診の測定に従事する方を健やか協力隊員と称してございまして、そのQOL健診を市内全域で展開していくために、測定に従事する方々、応援していただく方々を養成しているというところでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。健康都市弘前ですので、裾野を大いに広げて頑張っていただきたいと思います。

同じ97ページの4款1項7目12節委託料なのですが、階段でいつでもチルトレ事業標語等シート作成及び貼付業務委託料なのですが、この事業は庁内の階段に貼ってあるシートでよろしいのですよね。であれば、ちなみに何件ぐらいの応募があつて、今現在、階段に貼っておられるのか、持っている範囲でお知らせください。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） この階段でいつでもチルトレ事業ということで、あまりハードになり過ぎないで健康意識の高揚を図ろうとしているものでございます。

応募に関しましては、令和5年度に実施しまして、応募総数は327点というところで、そこから厳選した64点の作品、あと市のスローガンを合わせて148枚のシートを作成して、庁舎等に貼付けをしたというところでございます。

あわせて、その入賞者、市長賞1名、副市長・教育長賞各1名、優秀賞1名、佳作10名というところで選びまして、副賞を贈呈したというところでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

決算なので、今後については要望にとどめますけれども、選ばれた方とそうでない方もおられます。また、こういう低額の料金で健康を醸成していくというのは、すごくいいことだなと思いますので、ぜひとも今後とも続けていただきたいと思います。

◎28番（田中 元委員） それでは、私から99ページ、4款衛生費の中でお聞きしたいと思います。

まず、2項2目11節の中の手数料、この内訳についてお伺いをしたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） 11節手数料の92万7422円の内訳でございますが、まずは、町田事業所の不法投棄物処理、公用車点検整備等に25万9966円、埋立処分場の車両整備に35万7144円、大石埋立跡地の不動産鑑定業務に30万2500円、ECクリーンセンター瑞穂の重機抹消登録等に7,832円、合計で92万7442円となっております。

◎28番（田中 元委員） それでは次に、町田事業所の不法投棄物の処理等に、今、25万9000円くらいかかっているということでありませけれども、この不法投棄物の処理費用の内容についてもお伺いしたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） 不法投棄物の処理費用に関しましては、このうちの11万8530円となっ

ておりますが、不法投棄物の内容、こちら、どういった場合に使っているかということですが、ごみ集積所に不法投棄された家電リサイクル対象品やタイヤ等であって、集積所に不適正排出され、1か月程度経過しても引取りがない収集困難物を、結局それがあるままですと集積所が使えないのでということで回収して処分しているというものでございます。

◎28番（田中 元委員） 今までお聞きした内容は、主には家庭から出るごみ、その他もありますけれども、そういう主に処理・処分費用にかかった費用であります。このことはしっかりやられていると、このように評価をいたしておりますけれども、各土地にあるごみ、これは当然ながら、土地の所有者の責任で処理すると、これは当然なのですけれども、私が今日ここでお聞きしたいのは、ボランティア団体等々が回収したごみの処理・処分費用についてでありまして、このことは、私は大分以前からお話しした経緯があるのですけれども、令和5年度も相変わらず、何の変化もなしということでありますので、あえてここでお聞きをしたいと思います。

まず、私の知っている団体があります。ボランティアでもって清掃活動もやっています。当然、手弁当であります。いろいろお聞きしましたら、ごみを回収していくのだけれども、途中で大きな粗大ごみ、大型ごみがあったら、見て見ぬふりをして放置してくるというのです。なぜか。ごみの処分費用が多額だからです。これでもって、さっき言ったように少ない会費でやっていると。その処分費用が大変で、このままでは長続きできませんと言っているわけです、某団体が。

もう一つ言いますと、私の知っている会社も社員総出でもって、年2回、清掃活動をしています。当然ながら、道具、お茶、弁当、時には終わってから焼肉をやるという話ですけれども、全

て、当然ながら会社持ちでやっています。社長はいい人で、土日に社員を出すのがかわいそうだから、勤務時間を潰してやっています。社長はそこまでは覚悟の上だと思いますけれども、いずれにしましても、いろいろそういうボランティア団体、会社なりが自前でもって、自発的にボランティア活動をやっているわけです。

そこで、さっきから言っているのは、ネックなのは最後の処分費用です。私も聞いてびっくりしましたけれども、そこそこかかるんですね。よって、市の考えとしては、ボランティア団体等が回収したごみは、分別して、運搬して、処理費用を払って処分すると、ここまでがボランティアだと言っているようなものですね、ここまでは。私の推測なのですが、多分、それはいろいろな費用を持ちますと、負担してやりますと言えば、いろいろなところが来て收拾がつかないと思っているのかもしれない。

いずれにしましても、そういうボランティア団体等々が、回収まではいいのだけれども、最終的に処分費用に非常に苦慮しています。

よって、市として、私が言ったこのことに対してどのように考えているのか。そして、これまでどう対応してきたのか、対処してきたのか。まずは、このことをお伺いしたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） まずは、ボランティア清掃で回収された不法投棄物につきましては、市及び弘前環境整備事務組合の施設であります弘前地区環境整備センターと、あるいは弘前市埋立処分場への搬入可能となる、いわゆる一般廃棄物につきましては、許可申請していただくことで減免されますので、こちらに関しては費用がかからないものになります。

ただし、市の施設に搬入できないもの、家電リサイクル品やタイヤ等の処理につきましては、処理施設を御紹介するなど、指導相談は行っており

ますけれども、確かに処理費用については実施団体に御負担いただいていると、これが今行われているところでございます。

ただいまのお話で、ボランティア団体が地域の環境保全を目的として行っているのだから、行政側で支援するということも考えていただきたいという趣旨のお話だったと思いますが、こちらに関しましては、背景といたしましては、行政側の支援については、不法に廃棄物などを投棄しても、結果的には行政がお金を出して処理するというような理解につながってしまうということは、基本、避けないといけないというふうに考えておまして、そういった観点からも不法投棄物の処理については慎重な検討が必要となるというふうに考えております。

ただ、一方で委員からお話があったとおり、ボランティアでやっていただいているのもかわらず、相当な負担になっているという話もございますので、他の自治体において、実施例は少ないというふうに聞いておりますけれども、こういった地域の環境保全を目的としたボランティア活動への支援について、事例等を参考にして、情報収集を進めて、官民一体となった対策が講じていけるようなことを調査研究してまいりたいというふうに考えております。

◎28番（田中 元委員） 最後の最後は調査研究をしてみるかというようなお話がありましたけれども、ちょっとくどいようですけれども、もう一つ例を挙げて言わせてもらいたいのですけれども、ここはちょっと話をすれば、大体どこかというのは分かるものですから、これはあえて名前を出しますけれども、岩木山観光協会であります。ここにも聞きましたら、年2回清掃活動をやっている、ここは相当の人数が集まります。それはいいことなのだけれども、問題は最後の処分費用です、大型のごみの。ごみを回収していけば、

途中まで行ったら、もう今日はこの辺でやめてくださいと。途中でブレーキをかけて、残念ながら。なぜか。一日いっぱいやったらごみの処分費用が出ないからです、ないわけです。協会がもちろんお茶を出して、弁当を出してです。さっきも言ったとおり、回収するまでは、さほど問題なしです。ところが、最後の最後、土壇場、くどくなりますけれども、特に大型ごみの処分費用はそこそ高いですね、聞いたら。

今言った岩木山観光協会は場所的にも、沿道はもちろんですけれども、あそこは津軽国定公園内にあります。よって、環境問題にも発展しかねない、非常に大事な場所でもあると思います。

先ほどお話がありましたけれども、改めて私が今言った、最終的な団体の処分費用、最後の処理費用について、市として改めて負担、支援していただけないものかと。このことについて、改めて市の見解を賜りたいと思います。

◎環境課長（葛西 正樹） 先ほど申し上げたような事情によりまして、なかなか背景としては非常に難しいところはありますけれども、繰り返しになりますけれども、これは弘前だけの問題ではなくて、近隣でも同じような事例はあると思いますので、そういったところを調査していきながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

◎28番（田中 元委員） 今までのところは分かりました。このごみの回収の話はちょっと横に置いて。最後にもう一回話をさせてもらいます。

先に、今まで話したのはごみを拾い集めます、処分しますと、こういう話になりましたけれども、やはり一義的には、基本的にはやはりごみを捨てない、ごみを捨てさせない、ここがもう基本中の基本、原則ですね。ところが、人間というのは分かっているけれどもやめられないということでありまして、ごみを捨ててはならないという

のは皆さん分かっているのです。皆さんが全員分かっているながら、なおかつ捨てる人がいるわけです。これはいかんともしがたいわけでありすけれども。岩木山麓の脇道に入ったりすると、これは大分前からなのですけれども、昔からなのですけれども、ごみを捨てては駄目ですという看板が出ています。看板の横に粗大ごみだ、大型ごみだ、冬タイヤだ、電化製品だと捨てられています。もう嘆かわしい限りであります、本当に。

ただ、これ問題なのは、ごみに印がないものですから、これが弘前市民だけが捨てたとは限らないわけです。ここが問題です。今私は何を言いたいかといいますと、これは多分広域でなければ駄目なのですから、環境課がこれまでPRにも務めてきたということは十分承知していますけれども、もっとももっといろいろ工夫を重ねて、ごみを捨てないと、捨てさせないと、このPRにさらに力を尽くしていただきたいと、このことを私は要望しておきます。

それから、最後です。駄目押ししますけれども、先ほどから言っているように、各団体が集めた粗大ごみの処分費用を、私に言わせれば莫大にかかるわけでもないし、これこそ金をどぶに捨てるというわけでもありません。きれいになる、環境保全になります。そこで私は何よりも思いがあるのは、このボランティアの善意に応えてやりたい、報いてやりたいと思うし、このことがひいてはボランティア団体等の育成ということにつながると思いますし、何よりも官民一体でやるべき仕事ではなかろうかと思うわけでありす。よって、その費用を今すぐここで何とかイエスカノーか言えということは言いませんので、私が言った、こういう団体が集めたごみの最終処分の費用について改めて検討をしてみますと、このことをお約束していただだけませんか。答えはイエスカノーでいいです。

◎環境課長（葛西 正樹） 様々な背景から貴重な御提言を頂いておりますので、こちらに関しては検討はさせていただくということでございます。

◎28番（田中 元委員） 何でもここまで私が駄目押しをするかという、いろいろ苦慮しているわけです、団体も。観光協会の話もしましたけれども、本当はやめようと思ったのだけれども、市でいろいろ対応してもらえないから、処理費用について、令和5年度も1%システムに申し込んだわけです。もともと1%システムのやつは一つの事業にどこまでも金を出し続けるというものでもないし、これでは頼りない。改めて、市でもって、ストレートに、直接に支援できるようにお願いしたいと思います。

◎24番（三上 秋雄委員） 再度、齋藤委員が聞いていたところですが、96ページ、4款1項6目を、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

弘前市健康づくりサポーター地区活動費、163万9000円ちょっとですが、この活動費の内訳、内容をちょっと詳しくお知らせ願います。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 健康づくりサポーターの補助金の使い道ということかと思いますが、この地区活動費に対しては補助金を支出してございまして、全25地区に交付申請した額に応じて、大体10万円を交付しているというところでございます。

それぞれの活動の内訳としましては、主なものとして、健康づくりのイベントに使用する消耗品ですとか、あとはコピー代、印刷製本費、それとまた町会単位でそういったチラシを郵送するための通信運搬費、あと、そういったイベントを実施する際の会場の借り上げ料というところが主になってございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 今、説明がありま

したけれども、各地区でどのぐらい事業を行っていましたか。サポーターの人数は何人いるのか。この任期というのは何年なのですか。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） 健康づくりサポーターの人数ですが、令和5年度で285名となっております。任期なのですが、一応、委嘱状を2年に1回交付しておりますが、再任は妨げないというふうにしております。

◎24番（三上 秋雄委員） 今、説明で任期が2年ということで、再任は妨げないと。替わっていますか、この方々は。平均年齢は幾つになりますか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 令和5年度時点では、男性の平均年齢が65.1歳、女性の平均年齢が68.5歳、全体で67.8歳というふうになっております。

◎24番（三上 秋雄委員） 健康づくりサポーターですので、地域でいろいろな活動をするわけですが、60代だから最中ですが、最長で何年ぐらい務めていましたか。私が見ていると、ほとんど替わっていないでずっと来ているような感じがするのです。地域でそういう場合、健康づくりサポーターという、その考え方が合わないような気がするのです。替わって、替わってと増やしていった、そういう活動をしなければ、その人だけがずっとやっているということは、そこから地域に広がっていくのかなと疑問に思っていましたので、その点はどうか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 委員がおっしゃるとおり、やはり健康づくりサポーターは市民の健康づくりの基盤となるものでございまして、大きく広がっていく、もしくは新陳代謝ですとか、そういったことが重要だというふうには思っております。やはり、皆さんいろいろお忙しいとか、そういったところで、人が固定化されたりするというのはどうしてもあるところでは

ございますが、周知としましては、広報ですとかホームページ、また、それからいろいろな活動の際に、健康づくりサポーターがこれまでやっている、頑張っている内容ですとか、そういったものをお知らせするとか、研修会、地区活動のそういったPR等を通して、サポーターの質を高めるとともに、新たなサポーターがどんどん生まれてくるような取組をまた仕掛けていきたいというふうに考えてございます。

◎24番(三上 秋雄委員) 今、説明いただきましたけれども、私はずっと見てきているのですけれども、たしか1団体10万円ということで各地区にやっているといます。この10万円というのは、余った金は返せよという話だよね、たしか。使えるお金も、ある程度制限があるということで、青森とか、そういうところも代表で行ったり、恐らくそれも含むのかなと思っていましたけれども、やっている人は大変だそうです。市の事業で皆さんはそこにいて、何人来た、来てくれた、ただそれだけで終わるようなんですけれども、そこには参加する人たちが大変な御苦勞をなさっているということを忘れないでほしいなと思っていました。もうちょっと考えた形で、組織をいっぱいつくるのはいいです、その負担は市民にあまりにもしわ寄せがいくと大変なことになりますので、もうちょっとそういうところを、いろいろな組織があると思いますので、整理して、統合するとか、本当に現場は大変みたいです。夏場の会議で、前にも話したのですけれども、お茶も出さないという話もあって、ぜひそれだけは認めろよという話も私は昔したことがあるのですけれども、やはりある程度、田中委員が言うボランティアも度を越すと負担になりますよ。そういうところは皆さんよく考えて、こっちばかりだけではなくて、各部・各課でいろいろな組織を持っていると思います、市民のボランティアみたいな。そうい

うのをちゃんと考えた形でやっていただきたいと思います。これは来年また聞きますので、どういうふうに変わったか。よろしくお願いします。

◎副委員長(外崎 勝康委員) ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(外崎 勝康委員) 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(外崎 勝康委員) 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(外崎 勝康委員) 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(外崎 勝康委員) 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 再三、すみません、健康づくりサポーターの件です。

これは始まってから何年になりますか。それから概要をお願いします。

◎健康増進課長補佐(工藤 孝幸) 健康づくりサポーターというところで、御質疑ありがとうございます。

事業開始年度は平成27年ということで、目的としましては、皆様の健康につながるように、地区に根差した健康イベント、健康活動を実施して推進していくということを目的とした制度でございます。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 10年近くなるのかな。これは弘大の中路先生が生みの親で、ぜひやってくださいということで、弘大の健康講座を設けて、サポーターを育てた制度でございます。推薦されて、その授業に参加した人たちは、これほど勉強したことは人生の中においてなかったという、かなりハードな厳しい勉強の中でサポー

ターを仰せつかるわけでございます。それほどやはりサポーターを増やすということは、中路先生にしてみれば、地面に雨が滴るようにそれを広げてほしいという思いがやはりこの制度の中にはあった、息づいていたにもかかわらず、なかなかサポーターの人数が増えず、固定化されている。これについてどういう問題をお持ちであると思えますか。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） まず、健康づくりサポーターに関しましては、令和5年度末で285人というところで、これもこれから、現在6年度に至りまして、285人というふうになってございます。こちらは固定化というところが問題になっているところございまして、一方、弘大の中路先生のところで育成していったものが、ちょっと似て異なるのですけれども、ひろさき健康増進リーダーというものがございます。こちらはリーダーの延べ人数は1,167人というところになっておりますけれども、現在活動しているのは170人程度なのですけれども、弘大の中路先生のところでこの健康増進リーダーを育成して、あっぷる体操ですとか、そういったイベントを各地区に出向いていただいて、健康教室をやっているところでございます。こちらに関しましては、リーダーが175人というところでございますけれども、研修を受けてリーダーになるというところで、現在、人員的にも結構、皆さん積極的に活動していただいて、ある程度充足しております。また、養成をするというところは、現在のところはまだ検討しておりませんので、引き続き、現在のリーダーのところで、スタッフのところで、そういった健康教室を実施して、引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 各25地区にそれぞれ分散して、サポーターの人たちが活動をしていると思うのですが、各地区に参加している地区

住民の延べ人数みたいなのは増えていますか。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） サポーターは25地区で活動しているのですけれども、すみません、今、地区住民の参加者数は、ちょっと数字を持ち合わせておりませんでした。

サポーターの地区で、例えば小学校のバザーと一緒に共催して活動を、例えば減塩とか、そういうところを周知したりとか、本当に大きなイベント、地区の公民館まつりと共催して活動したりとか、それぞれの地区でいろいろな地区の事業と合わせて活動しておりますので、集計をするとかかなりの回数、人数となっておりますので、数値については今現在持ち合わせておりませんでしたので、後ほどお知らせできればと思います。

◎23番（石岡 千鶴子委員） イベントも大変有効的なものかなというふうに思うのですが、当市の、やはり健康寿命をどう育てるか、健康教養をどう育てるか、そのためにはやはり定期的に、週1回なり、月何回かなり、定期的に地域に根差したところにサポーターがいて、地域住民の人たちを吸い上げて教育するというのが、元来の一つの目的であったような気がいたします。

そういった観点からすると、食の改善とか、いろいろなものが網羅されて健康寿命が上がった、短命県が少し上位にランクされるようになったという総合的な効果が短命県返上に向かうのかなと。事業そのものに目をやるのではなくて、弘前市民の健康寿命をどう伸ばすかという視点に立ったときに、このサポーター制度というのがどういうふうに位置づけられて、そのサポーターがどういう働きをすることによって地域住民が健康になるのかという、そこを根底に考えないと、サポーターは何人増えたのか、何をしたのかという数字だけにとらわれなくて、きちんとやはり将来を見据えた内容として活動をしていただきたい。サポーターになりたくない、なぜなりたく

ないのか、きついから、そしてなかなか辞めさせてくれないとか、どうのこうのという、そういうものの原因が何なのか、課題が何なのか、そのところを抽出して広めていくという、もう1回深く考えて、この制度を少し洗い出していただきたい、ブラッシュアップしていただきたいという思いです。よろしくお願いします。

◎健康増進課長補佐（工藤 孝幸） 委員から頂いた健康づくりサポーターの今後の在り方につきましては、市でも、まずサポーターはいろいろな地区に出向いて、例えばスーパーのところでチラシをやったり、減塩のいろいろなお知らせをしてくれたりとか。あと、市としましても、地区の保健師と連携したような形で活動もしておりますので、サポーターの人々が過度に負担にならないように、そしてまたサポーターが活動しやすいようにというところで、市としても注力してまいりたいと考えてございます。

◎副委員長（外崎 勝康委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、4款衛生費に対する質疑を結びたいします。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、5款労働費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（中村 工） 5款労働費の決算について御説明申し上げます。

決算書101ページから103ページまでの1項労働諸費は、商工部及び福祉部に係る経費でありまして、予算現額1億2315万6000円に対しまして、支出済額は9442万4204円で、2873万1796円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

101ページの1目労政費12節委託料の704万3465

円は、弘前職業能力開発校移転に伴う設計等業務委託料に係る契約差額などによるものであります。

18節負担金、補助及び交付金の1967万4045円は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金などが見込みを下回ったことなどによるものであります。

以上で、5款労働費の説明を終わります。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 本款につきましては、1名の質疑通告がございます。

会派を指名いたします。創和・公明。

◎16番（木村 隆洋委員） それでは、私から、5款1項1目、決算書102ページ、東京圏U J I ターン就職等支援金と併せてUターン就職等支援金についてお伺いいたします。

今回、U J I ターンが決算額1360万円、Uターン就職等支援金が決算額550万円となっておりますが、この令和5年度の当初予算が幾らだったのかをお伺いしたいと思います。

令和4年度に比べて、この両事業は、かなり減額したというふうに思っておりますが、その額も併せてお知らせをお願いします。

◎商工労政課長補佐（成田 真也） 令和5年度の東京圏U J I ターン就職等支援金及びUターン就職等支援金の予算額と、令和4年度とを比べてということでございますけれども、まず東京圏U J I ターン就職等支援金でございますが、令和5年度の当初予算額は520万円となっております。令和4年度の当初予算が1420万円でしたので、900万円少ない予算計上となっております。

続きまして、Uターン就職等支援金でございますが、こちらは令和5年度の当初予算額が190万円でございますが、令和4年度の当初予算額800万円と比べて610万円少ないものとして計上させていただいております。

◎16番（木村 隆洋委員） この両事業、東京

圏U J I ターンに関しては、令和5年第3回、第4回定例会において補正を行っております。Uターン就職等支援金については、令和5年第3回定例会において補正を行っております。この両事業とも、令和4年度に比べて当初予算がかなり減額された中で補正をU J I ターンは2回行っているということも含めて、この補正をして増額した理由について伺いいたします。

◎商工労政課長補佐（成田 真也） まずは、東京圏U J I ターン就職等支援金でございますが、昨年2回補正をしております、合計1240万円の補正をしてございました。Uターンについては、第3回で240万円の補正をしてございまして、こちら両方とも、当初積算した見込みより多くの利用の相談等がございまして、途中で予算額に不足が生じる見込みとなったもので、こちらは補正をさせていただいたのですけれども、補正の理由、相談が増えた理由というところでございますが、U J I ターン等支援金につきましては、首都圏がコロナ禍を経て、テレワークというところで働き方が多様化してきたということで、テレワークの要件が大分増えたということも要因の一つだと思います。あと、ほかにU J I ターン就職等支援金につきましては、令和5年度から子供1人当たりの加算要件が30万円から100万円に上がったということも要因の一つとなっていると考えております。

Uターン就職等支援金につきましては、当初見込んだものより、こちらも多く相談があったもので補正させていただいたものなのですけれども、こちらの要因としましては、相談件数も年々増えているということがありまして、そちらが結果としてこちらに反映されてつながったものではないかと考えてございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 両事業の交付を受けた方々の年代とか職業とかの内訳をお知らせく

ださい。

◎商工労政課長補佐（成田 真也） 両事業の交付を受けた方の年代、職業等でございますけれども、まず東京圏U J I ターン就職等支援金は、交付者が全部で11件ございました。人数にすると25人でございます。年代ということで、申請した代表者になりますけれども、20代が2件、30代が6件、40代が3件の合計11件。職業先でございますけれども、卸売・小売業が4件、情報通信業が3件、そのほか建設業、飲食業、農業、製造業となっております。先ほどちょっと申し上げましたけれども、11件のうちテレワークが5件ございました。

続きまして、Uターン就職等支援金でございますけれども、こちらが交付件数が15件。人数にしますと24人の移住になったのですけれども、年代の内訳としまして、20代が3件、30代が11件、50代が1件の合計15件。業種の内訳としましては、農業が3件、医療・福祉が3件、サービス業、製造業、飲食業、建設業がそれぞれ各2件、小売業が1件となっております。

◎16番（木村 隆洋委員） Uターン就職等支援金については、今年度の、この前の補正でもまたさらに520万円追加ということで、東京圏U J I ターンに関しては、先ほどの質疑の中でも、令和4年度の当初予算が1420万円だったところが、これはコロナの影響だと思うのですが、決算額が260万円という中で、令和5年度は520万円で、かなり900万円くらい減らされた中でも、2回補正を組んで1760万円の予算額、決算額が1300万円程度というふうにも伺っております。令和6年度も1100万円という当初予算を組んでおります。ちょっとUターン就職等支援金に関しては、令和5年度610万円程度減らされて、令和6年度も予算額が同じで逆に520万円補正をしているという、ある意味両事業とも、コロナが終わっていよ

いよ本格的に新しい仕事の形とかも含めて、移住者が増えてきているのかなというふうに思っております。

できれば、あまりやたら減額したりとか、やたら補正をかけるのではなくて、もう少し見込みをある程度持って、これ、財政当局になるのでしょうか、もう少し多めに持って計画をスタートしていただければというふうに思います。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって、5款労働費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、6款農林水産業費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（森岡 欽吾） 6款農林水産業費の

決算について御説明いたしますので、103ページをお開き願います。

103ページから111ページにかけての1項農業費は、農業の振興に係る経費であり、予算現額35億385万755円に対しまして、支出済額は23億6046万5689円、翌年度繰越額は7億7557万3431円で、3億6781万1635円の不用額となっております。

翌年度繰越額は、弘前お米とくらし応援券配布事業及び産地生産基盤パワーアップ事業費補助金などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げますので、106ページをお開き願います。

3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の3億1968万4615円は、新規就農者経営発展支援事業費補助金の支出額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

111ページから113ページにかけての2項林業費は、森林や林道の整備及び維持管理に係る経費であり、予算現額2億3510万805円に対しまして、支出済額は1億4554万4820円、翌年度繰越額は7870万700円で、1085万5285円の不用額となっております。

翌年度繰越額は、林道藍内沢田線改良事業などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げますので、112ページを開き願います。

2目林業振興費12節委託料の534万4441円は、林地台帳システム更新業務委託料の契約差額などによるものであります。

以上であります。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 本款につきましては、3名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明。

◎15番（石山 敬委員） 私からは、6款1項3目、107ページ、園地登録流動化奨励金について

で質疑いたします。

説明書を見ますと、5年度のマッチング件数は80件とのことでしたが、それこそ令和4年11月から始めて、これまでの登録園地の件数や状況、マッチングの状況についてお伺いいたします。

◎農政課主幹（三上 大輔） 園地継承円滑化システムのこれまでの実績についてですが、令和6年8月31日時点での累計の登録件数が202件、うち140件でマッチングが成立しまして、約7割の園地が新たな受け手に継承されております。

◎15番（石山 敬委員） 現場の農家の方々も、このシステムができてから、使い勝手もよくてということで、非常に喜ばれているところではありますが、このシステムについて、農業者の皆さんに大分周知されてきているなというふうな実感はあるのですけれども、このシステム利用に当たっての双方の問題とか課題とか、捉えていることがありましたらお願いします。

◎農政課主幹（三上 大輔） 本システムの課題といたしましては、登録した園地の状況などにもよりますけれども、システムへ登録したとしても受け手が見つからずに、やむを得ず、出し手が樹体を伐採・抜根し、システムから取り下げてしまうといったケースがあるということが課題として認識しております。

◎15番（石山 敬委員） 確かに農地はあるのですけれども、もう既に伐採してしまったと。要は生きた状態のりんご畑が手に入らないという方が結構いらっしゃるということは、私も把握しているところでございます。

今のお話の課題というところ、問題に対する対策など、システムの運用について、今後変更はあるのかお伺いします。

◎農政課長（澁谷 明伸） システムの運用の変更ということでございますが、現在進めておりますのが大きく三つございます。

まず、予算上の面になるのですが、これまで受け手と出し手でマッチングすれば、例えば5反歩以上の農地であれば、1反歩当たり4万円の奨励金を出し手に交付しておりました。これは令和4年11月にシステムが始まったときに、やはり少しでも出し手、受け手を増やしていきたいということで、そういうインセンティブのような形で奨励金を用意したのですが、今、委員もお話いただいたとおり、大分もうこのシステムの認知度が高まってきている。また、さらに奨励金の要件にも満たないマッチングというのも大分件数として増えてきておりますので、まず、この奨励金の当初の目的は終了したかなと思っておりまして、今年度末、具体的に申し上げますと、来年3月の農業委員会の総会でマッチングが図られるもので、この奨励金は終了したいというふうに考えております。

また、次に、先ほど主幹のほうからも申し上げた課題に対してでございますが、これまでやはり樹体のある園地を登録しているシステムでした。ただ、残念ながら受け手が見つからずに切ってしまった。一方で、切ってしまった農地、伐採・抜根してしまって更地になった農地を探しているという農業者の話も聞きました。ですので、例えばこれから自分で新たに新植してみたいとかという若い農家が、やはりどうしても抜根するとなると、その費用もかさんでしまうので、抜根された後の更地になった農地、あとは今、りんご課が中心になって放任園の解消を進めておりますけれども、放任園が解消された後の農地、そういう農地もこのシステムに掲載して流動化を図ってきたいというふうに考えています。

あとは、三つ目の見直しといたしましては、これまででは出し手の情報だけ、農地の情報だけを出しておりましたが、よりマッチングを進めていくために、受け手、例えばこの地区でこういう農地

を探しているという受け手側の情報も今度登録したいというふうに考えておまして、やはり地域の中で新たな受け手を見つけていただくというのが理想なのですが、なかなか地域の中で流動化が図られなくなったときに、地域外の人でもやはり農地を探している方はいらっしゃいますので、そういう探している人の情報ということも、このシステムに登録して、このシステムの内容をより充実させて、農地の流動化を図っていきたいというふうに考えております。

◎15番（石山 敬委員） 私も協力金をもって集積を図るというのはあくまでスタートだけでよいと思っていて、決してお金だけではなくて、マッチングのスピード感とか、そういった今の取組のほうにより効果的だというふうには個人的に思っていますので、ぜひこのシステムを、令和4年につくってから2年ですよ。だんだんバージョンアップして、誰でも使いやすいような、特に新規就農の方とか、結構皆さんの問合せがありますので、農家の方が欲しい農地をすぐ見つかるように、ぜひ努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、6款1項6目、111ページ、農道整備事業費等補助金について、令和5年度の交付実績についてお伺いします。

◎農村整備課長（小倉 洋幸） 令和5年度の交付実績について申し上げます。

令和5年度の交付実績といたしましては、かんがい排水事業が8件で640万7000円、小規模農道整備事業が8件で706万7000円、農地整備事業といたしまして、暗渠排水の整備なのですが、こちらは1件で12万6000円となっております、合計17件で交付額が1360万円となっております。

◎15番（石山 敬委員） 事業名だけを見ますと、農道の整備とかというふうに思うのですけれ

ども、ちなみに農業用水の水源確保、例えば井戸の掘削ですとか、そういったものに活用できるのでしょうか。

また、過去にそういった水源確保で活用した事例はあるのかお伺いします。

◎農村整備課長（小倉 洋幸） 今の補助金の農道整備事業費等補助金ということですが、農業用水の水源確保を目的とした井戸の掘削につきましても、当該補助金のかんがい排水事業のメニューを活用することができまして、補助率は総事業費の50%以内ということになっております。

あと、交付申請はこれまであったかということですが、井戸の掘削に関しての交付申請というものは過去にはございませんでした。

◎15番（石山 敬委員） 過去にはないということでしたが、実は6月の一般質問でもしたように、今年、去年あたりから、りんご農家の皆さんが水源の確保で結構、大分難儀されているという状況にあります。国の有利な事業を使ってでも、7年も8年もかかって、高齢化の今の状態でいくと待てられないという声が多々ございます。

したがいまして、市であるこういう事業を活用して、1年でも早くこういう事業を使って水源を確保したほうがよいのではないかなというふうに個人的に思っております。

そこで、補助金あるあるなのですが、予算がないとかという理由で、次の年に回されたりとかするケースが多々あるのですが、これからますます水源確保で申込みがあると思うのですけれども、この農業用水の水源確保を踏まえた今後の予算確保の考え方についてお伺いします。

◎農村整備課長（小倉 洋幸） まず、これまで補助金の、委員からのあるあるということのお話だったので、実際のところ、これまでお断りした実績はないのですが、やはり毎年度、多くの交付申請を頂いている状況でござい

ますので、事業の規模によっては複数年の実施、例えば農道とかの中であればお願いしているケースももちろんございます。

あと、先ほどの一般質問の話もございましたけれども、地球温暖化を起因とした異常気象というもの、やはり地域によっては農業用水の不足を生じさせているということも認識しておりますし、7年、8年と、県営事業をやると時間がかかるというのも承知しております。

なので、やはり日本一のりんご生産量を誇る当市といたしましても、これまでの農道の舗装新設とか補修とか、側溝整備といった既存事業のほか、新規に要望が寄せられている、こういった水源の確保事業を推進していくことも、当市のりんご産業を将来にわたって安定的に持続させるための基盤強化につながっていくものと考えておりますので、現在行われている新年度予算編成作業の中で、財政当局とも十分に協議してまいりたいというふうに考えております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 6款1項3目、107ページの農作業省力化・効率化対策事業費補助金についてちょっとお聞きいたします。

この事業は7年ぐらいやられていると思うのですが、すけれども、非常に農家からも人気があって、なかなか採択されないというお声もお聞きます。それで、まず過去3年間の交付件数と採択率。もう一つは、応募者が多かった関係もあるのか分かりませんが、補正予算を組んだ年度もあったと記憶しておりますので、その辺のところをちょっと確認したいと思います。

◎農政課主幹（三上 大輔） 本事業には、農業機械導入、農業用ハウス整備、集出荷環境整備の三つのメニューがありまして、過去3年間の採択率等をそれぞれのメニューごとにお答えさせていただきます。

令和5年度につきましては、農業機械導入は、

応募91件のうち交付件数が57件、採択率は62.6%でした。農業用ハウス整備は、応募4件のうち交付件数が4件、採択率は100%でした。集出荷環境整備は、応募13件のうち交付件数が11件、採択率は84.6%でした。

令和4年度につきましては、農業機械導入は、応募195件のうち交付件数が127件、採択率は65.1%でした。農業用ハウス整備は、応募8件のうち交付件数が5件、採択率は62.5%でした。集出荷環境整備は、応募35件のうち交付件数が25件、採択率は71.4%でした。

令和3年度につきましては、農業機械導入は、応募130件のうち交付件数が68件、採択率は52.3%でした。農業用ハウス整備は、応募9件のうち交付件数が5件、採択率は55.6%でした。集出荷環境整備につきましては、応募42件のうち交付件数が22件、採択率は52.4%でした。

また、補正予算につきましては、令和4年度に増額補正しておりまして、補正した理由につきましては、令和3年度までの平均の採択率が60%程度のところ、令和4年度の当初の採択率が、農業機械導入においては28.7%、集出荷環境整備においては40%と低い状況にあったことから、例年並みの採択率になるように補正したものであります。

なお、参考までに令和6年度につきましても、農業機械導入における採択率が、令和6年度当初が28.9%と低い状況にあったことから、例年並みの採択率になるように増額補正しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） よく分かりました。3年の流れがよく分かったのですが、農業機械が6割ほど採択になっているということで、年々、百七、八十件ぐらいは応募があるのだと思います。非常に人気があるのかなと思っております。それで、令和5年度に導入された農業機械で一番多いものは何かということをお

聞きます。

◎農政課主幹（三上 大輔） 令和5年度に本事業を活用して導入した機械の内訳についてでありますけれども、多い順番にお答えいたしますと、乗用草刈り機が23台、続いて運搬車が11台、高所作業機が8台、フォークリフトが5台、トラクターが3台、その他の機械が16台で、合計66台となっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） ここからが本題であります。農業機械ということで、先ほども言いましたが、7年で、非常に人気が高い。また、弘前市民に浸透している事業だと思っております。そこで、よく私も聞かれるのですけれども、7年前に1回当たったのだよなと、要するに採択されたということで、過去に採択されてもまた応募できるのかという話になるわけですが、その辺のところの条件とかなんとかがあるのか・ないのか、その辺のところをお知らせください。

◎農政課主幹（三上 大輔） その条件についてでありますけれども、令和5年度は、過去7年間に、本事業及び国・県・市の類似の事業の支援を受けた場合は、本事業の同種の補助メニューの応募をすることを不可としました。この制限は、より多くの事業未活用の農業者へ支援が行き渡るように設けたものであり、7年間とした理由は、本事業において農業機械の導入に対する補助が中心となっていることから、一般的な農業機械の耐用年数が7年であることから設定したものであります。

しかしながら、農作業の省力化を行う場合、数年にかけて段階的に機械の導入を行うケースがあるという農業者の声もあったことから、令和6年度からは農業機械導入のメニューに限り、過去7年間に補助金を活用して導入した機械と同種の機械を導入する場合のみ応募を不可といたしまして、異なる機械を導入する場合や違うメニューの

農業用ハウス整備及び集出荷環境整備につきましては、7年間使っていても応募できないという条件はなくしております。

ただし、より多くの方を支援したいという思いから、過去3年以内に同種の事業を活用した方は、応募はできるものの事業を活用したことがない方より採択の優先順位を低くするとともに、応募できるメニューを3種類のうち、いずれか1種類に限定したものであります。

◎21番（蒔苗 博英委員） よく分かりました。耐用年数の問題で7年ということと、あとは別の機械であれば、再度申し込んでもいいということで理解をいたしました。ありがとうございます。

次に、6款1項3目、107ページ、農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金についてお伺いします。

まず、この事業の概要についてお伺いします。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） この事業の概要についてでございますけれども、下湯口にございます有限会社ゴールド農園が普通低温冷蔵庫や内部品質センサーつきA I 選果機等の整備を行い、この整備に係る事業費の2分の1以内の額を補助した事業で、全額、国の農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金を活用して実施しております。

なお、当該事業につきましては、事業者が5年後の成果目標を設定しまして、県がその評価を行いまして、国に報告することが必須条件となっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 輸出拡大ということで、今は台湾をはじめとして、ものすごい勢いで輸出がされております。そしてまた好調であります。その好調を経て、この事業が採択されたのだというふうに思うのですが、いわゆる整備後の施設の出荷能力といいますか、どのくらいあるのか、その辺もお知らせください。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 本事業により主に整備されたものといえます。普通低温冷蔵庫と内部品質センサーつきA I 選果機でございまして、冷蔵庫の収容能力は年間約2,000トン、箱数にして約10万箱で、選果機の処理能力は、既存のものでは年間約1,200トンであるのに対して、新設後の選果機では年間約1万2700トンと、10倍以上の向上が見込めるものとなっております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 10倍だというお話でありました。本事業は、輸出対応型の集出荷貯蔵施設の整備を支援するという国の事業だと思うのですが、この輸出拡大に向けた、いわゆる成果目標はどのくらいになっているのかお聞きます。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 本事業で導入する集出荷貯蔵施設を活用することで、令和2年度は約10トンであった輸出向け出荷量を、目標年度の令和10年度には約450トンまで増加させ、また、約400万円であった輸出金額も約2億円まで増加させることを目標としております。

さらに、令和2年度は香港1か国のみであった輸出国について、目標年度の令和10年度は、台湾、シンガポール、マレーシアの3か国を追加した4か国とすることを目指しております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 非常に高い目標を持って輸出に向かうということですが、こういう施設が、今回はゴールド農園ということでありましたが、以前にもこういうのがあったのかどうかお伺いします。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） これまで、農産物等輸出拡大整備事業を活用して施設整備を行った事業者は、有限会社ゴールド農園以外では、平成28年度予算を繰越ししまして、平成29年度につながる弘前農協が、悪戸にある河東地区りんご施設内にりんご選果機を整備したケースが1件ござい

ます。

◎21番（蒔苗 博英委員） 分かりました。先ほど、この機械にはA I の選果機ということで、これからは人の目でなく、A I の目で選果をしていくということだと思うのです。ここで問題があるのは、特に台湾はハリトオシが1匹でも入っていれば輸出ができなくなります。今回のA I の選果機も導入されたということですが、このモモシクイガの侵入に対応できるのか、お伺いします。

◎りんご課主幹（藤岡 英貴） 今回、ゴールド農園が新たに導入しました内部品質センサーつきA I 選果機は、これまで目視で行っていた一時選果をA I が選別することによって、作業員はりんごの下面、いわゆる下側の部分のみの確認による簡易な選果が可能となりまして、選果能率の向上と選果に要する人件費などの経費負担の軽減などにつながるものでありますが、残念ながら、果肉内にモモシクイガが混入したりりんごを選別する機能までは備わっておらず、そもそもそういった被害果を選別できる機械自体が今のところ存在していない状況となっております。

モモシクイガの混入を水際で食い止めるための対応につきましては、令和6年度に県が安全安心の青森りんご輸出基盤強化のための計画において、モモシクイガによる被害果の機械選別技術の実用化に向けた委託公募に取り組むこととしており、今後の技術開発が期待されるところであります。

◎21番（蒔苗 博英委員） A I でもちょっと無理なのかなというふうなお話ですが、ただ、やはりこのモモシクイガに対しては、今ちょうどりんご生産者もわせ種から収穫が始まって、山選果でモモシクイガを、実際についていますから、選果しています、取り除いています。だけれども、こういう選果場に入ったときに、い

わゆる人の目で第一選果の流れのとき、人の目で病虫害を取っていくのです。なかなか見つけにくい。穴がちょっとしか空いていない。ですから、そういうことからすると、このAIというのは学習機能を持って、そしてまた、そういうふうな形で何回も何回もやっていくとそれを見つけることができるという部分も恐らく兼ね備えているのかなと私は思うので、その辺のところもいろいろと国に働きかけてやっていければ、非常にいいのかなと思って、この質疑をいたしました。ありがとうございました。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時47分 休憩〕

〔午後 3時20分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） 6款1項5目、決算書108ページ、説明書143ページ、米需給調整推進対策費の転作田利用集積支援事業費補助金について、どういう場合に補助が適用されるのか。また、令和5年度の実績をお伺いします。

◎農政課主幹（榎 真一） 転作田利用集積支援事業費補助金はどういうときに交付されるかということでございますが、こちらの内容としましては、認定農業者や営農組織が行う使用収益権の設定による土地利用集積に対して、土地利用集積をして、転作作物を作付することについて、農業協同組合が助成する経費を補助するものでございます。（「マイクちゃんとやって」「最初からしゃべって」と呼ぶ者あり）失礼しました。

この転作田の事業でございますが、認定農業者や営農組織が行う使用収益権の設定による土地利用集積を通じた転作作物の作付について、農業協

同組合が助成する経費を補助するものでございます。

どういう場合にということなのですが、一つは新規利用集積。去年、例えば水田をつけていた人から今年借りて大豆をつけますという場合に、10アール当たり3,000円以内で補助金を交付すると。それから、継続利用集積ということで、去年に人から借りて、例えば大豆をつけていて、今年も人から借りてそのまま大豆をつけますというような場合に継続利用集積としまして、10アール当たり300円以内で補助金を交付するものとなっております。

令和5年度の実績でございますが、令和5年度は合計で約538ヘクタールの土地利用集積に対して、311万4000円の補助金を農業協同組合に交付したものでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、奏望会の御質疑ありませんか。

◎6番（工藤 賢生委員） それでは、私からちょっと質疑させていただきます。

6款1項1目、決算書の103ページ。それと、

6款1項3目、104ページ。説明書で128ページ。説明書でちょっと説明しますが、地域計画策定推進緊急対策事業があります。これは、農業経営基盤強化促進法に基づいて業務に当たることになると思いますけれども、この中で、目標地図の作成、基本的なものは地域計画の策定、これが地域の話合いを基にしてつくられる基本的なものだと思いますけれども、令和5年度並びに今年度もやっていると思いますけれども、この取組の状況について、具体的にちょっと説明願います。

◎農林部参事（千葉 陽平） 地域計画策定の状況についてお答え申し上げます。

まず、地域計画は令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、令和7年3月までの策定が法定化されているものでありまして、これまで市で策定しておりました人・農地プランに相当する内容に、10年後に目指すべき農地利用の姿を図示した目標地図を加えた計画となっております。

令和5年度におきましては、この計画策定に向けて、農業委員会から10年後の農業経営意向調査を行ったところであり、そのほか、地域ごとの座談会の開催などを行っております。

なお、農業委員会及び地域の皆様の御尽力と御協力によりまして、意向調査の回収率は74%を超えたというところであります。

その後、今年度の状況につきましては、昨年度の農業経営意向調査や座談会に基づいて、目標地図を含む地域計画の素案につきまして、今年度の7月、8月と、市内10地区で協議の場を開催いたしまして、農業者や関係機関の皆様から様々な御意見を頂戴していたというところであります。

◎6番（工藤 賢生委員） 状況については、ある程度分かりました。

今の説明でいきますと、この地域計画は令和7年3月に策定されるということになりますので、当然、今までの人・農地プランは廃止されるもの

と認識しますが、まずそれでよろしいのか。

◎農林部参事（千葉 陽平） お答え申し上げます。

現在、地域計画は人・農地プランに目標地図を加えたものという位置づけになっておりますので、今後は地域計画に一本化されると申しますか、人・農地プランというものはなくなるということになります。

◎6番（工藤 賢生委員） それでは、この地域計画策定の中には、目標地図も当然入ってくることになると思いますけれども、3月までで最終的にはこの縦覧、公告等をして、これが適正なものになると思いますけれども、あと半年くらいしかない状況にある中で、今後のスケジュール等について、どういうことになるか教えてもらえますか。

◎農林部参事（千葉 陽平） 地域計画策定の今後についてお答え申し上げます。

まず、地域計画の素案につきまして、目標地図を含めて、先月、先々月と協議の場を開催いたしましたので、それに基づいて頂いた様々な御意見を反映しながら、今後は、年明け1月、2月に改めて地区別の座談会を昨年と同じように開催いたしまして、改めて地域の皆様に地域計画の素案を確認いただいた後に、令和7年3月の策定を予定しております。

◎12番（齋藤 豪委員） 6款1項3目農業振興費、105ページ、委託料です。107ページにも、18節負担金、補助及び交付金とあります。昨年12月補正により、物価高騰対策として弘前市が実施したお米とくらし応援券について、説明書には、換金率が11%というふうになっているのですけれども、今現在11%でとどまっているのか、現在の状況をもし持ち合わせておりましたらお知らせください。

◎農政課長（澁谷 明伸） 昨年12月補正で行いました物価高騰対策でございますが、3月末現在では換金率がまだ11%でございましたが、直近で今押さえているのは8月23日現在になりますが、市民の方の手元に渡った応援券のうち、利用されているのが72%となっております。

◎12番（齋藤 豪委員） 72%の方がお米券を利用してお米を買っていただいたということですね。ちなみに、これはいつまで使えるのか、期限というのはありますか。

◎農政課長（澁谷 明伸） お米とくらし応援券の利用は12月31日まで、年内いっぱいでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

まさに令和の米騒動、本当に地元から米がなくなったということで、私も米を作っていますけれども、私のところにも昨年の12月は何でこういう券を出すのかという意見がありました。私も12日に今年の米を刈り取ったのですが、昨日、米はないか、譲ってくれないかという声が来ました。去年の12月から、よもやこういうような状況になるというのは本当に誰もが想像し得なかったことだと思うのです。

ただ、一般質問でも言ったとおり、弘前市もゼロカーボンシティもやっていますし、二酸化炭素とか様々な自然環境の変化で、一気にこういうふうに状況というのが変わるのだなというのを、本当にしみじみと感じた年であります。

このお米券についての市民の声や取扱店の声など、何か寄せられているものがありましたらお聞かせください。

◎農政課長（澁谷 明伸） こちらの応援券を配付した当時は、今、委員もお話しいただいたとおり、何で米を買うのが絶対なのだというような声も、やはり一部からはございました。それはただ

配付の当初の段階だったのですが、やはりその後、声として頂いているのは、物価高騰がいろいろある中で、こういう券をもらえるのは助かるのかという声も頂いておりましたし、あと、今取扱店舗に、中間の段階でアンケートを1回取らせていただきました。約80店舗、7割の店舗の方にお答えいただいたのですが、昨年よりもお米の売上げが増えているという店舗が70%ございました。今回、2キロのお米を買っていただければ、ほかのものに使ってもいいですということで、私たちは2キロのお米の消費が増えているのかなということも思ったのですが、実際に聞いてみると、一番売れているのは10キロのお米、次が5キロのお米ということで、2キロのお米はやはりそれほどという結果もありまして、やはり一定程度、お米の消費という部分と物価高騰の軽減ということには少しでもつながったのではないかなというふうに考えております。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

私も米も作っていますし、りんごも作っています。こういう行政の施策で、本当にタイムリーで、久々と言えましょうのでしょうか、私は経験も短いので、すごくいい企画であったように思います。今後とも、こういう情勢をしっかりとらんで、農政を続けていただきたいと思います。

◎24番（三上 秋雄委員） 私は、有害鳥獣対策事業について、ちょっとお聞きします。

決算書の107ページ、6款1項3目です。鳥獣害防止対策事業費補助金の中に、説明書では侵入防止電気柵の整備とあるのですが、令和5年度の整備実績はどのようになっているのか。それと、その整備がもしあったとすれば、どの地域にあったのかお知らせ願います。

◎農村整備課長補佐（竹谷 新一） 令和5年度の電気柵の整備実績についてお答えします。

令和５年度の実績といたしましては、岩木と東目屋の２地区で整備しておりまして、岩木地区においては、6,592メートル、事業費では749万3000円ほどになっています。東目屋地区は2,044メートルで、事業費200万9000円となっております。

◎２４番（三上 秋雄委員） 今説明がありましたが、この事業に対して、国の補助事業とか、そういうのはあるのか。あったとすれば、どういう条件がつくのか、ちょっとお知らせ願います。

◎農村整備課長補佐（竹谷 新一） 市では、平成20年度から侵入防止電気柵整備事業を進めておりまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しております。

本交付金は、整備地域における受益者戸数が３戸以上であることが条件となりますけれども、地元農業者などの直営での施工を行うことで、資材の購入費が定額交付となるなど、受益者の費用負担なく整備ができるといったメリットがあります。

一方で、被害を及ぼす鳥獣の種類によって、補助対象となる柵の種類が定められておりまして、具体的には、金網柵やワイヤーメッシュ柵は、イノシシや鹿が交付金の対象となっておりますけれども、当市において被害の多い熊や猿では対象外となっているところです。

◎２４番（三上 秋雄委員） 今説明があったわけですが、実は私、嶽の地域の方々から、この柵について相談がありまして、国の事業でということ考えていたわけですが、いろいろな制限があるということを聞きまして、その中で、嶽の地域の方から要望とか補助で何とかという話はあったのか、ちょっとお伺いします。

◎農村整備課長補佐（竹谷 新一） 嶽地区からも、要望といいますか、御相談はありまして、今回の国の交付金の内容を御説明してはおります。

実際に要望までは行っていないということです。

◎２４番（三上 秋雄委員） 当初は嶽の地域の方々が自前でという話があったらしくて、それで市に相談に行ってみなさいよという話で話が進んでいました。半分でも補助があれば助かるということで。また、嶽きみは今、全国的にもブランド化して、弘前市の一つの農産物の名物になっていますよね。栽培している方が、今年はあまり被害の話が聞こえてこないのですけども、もし被害があったときに、あまりにも大きな被害があると栽培する意欲がなくなると思うので、私はあえて今日質疑したわけですが、嶽地区の、恐らく広範囲に、地域としてという感じで考えているみたいですので、弘前市として、国の補助事業がもしも駄目なのであれば、市として単独の補助事業としてやる気があるか、ちょっとお聞きします。

◎農村整備課長（小倉 洋幸） 今、委員がおっしゃったとおり、補助対象メニューにならないということで、要望を受けていることも承知しております。

先ほどもお伝えしたところではあるのですが、市では国の交付金の交付要件を満たすためには、これまで地域単位で整備事業を進めてきておりまして、農業者個人が整備を希望しても活用できなかったという事例は、おっしゃるとおり過去にもございました。

市といたしまして、やはり当市における野生鳥獣の農作物被害というものは、やはり深刻化していると認識しておりますので、侵入防止柵の被害防除対策は、将来にわたって農業生産の安定にもつながる重要な取組の一つとも考えておりますので、こういった国の交付金の対象とならないような防止柵の整備補助についても、また新年度予算編成過程の中で、財務部ともしっかり協議してまいりたいというふうに考えております。

◎24番（三上 秋雄委員） 私が生産者から聞いた話なのですが、金属製のワイヤーメッシュで農地を囲うとか、それが大して効果があるのだという話を聞いていましたので、そんな整備をするとお金も大分かかるみたいですので、生産者保護ということでも、また、観光の面でもかなり貢献をしている嶽きみですので、ひとつ新年度にわたって、ぜひ予算化するように、これ部長にちょっとお願いしたいなと思っていましたので、部長から一言。

◎農林部長（森岡 欽吾） 鳥獣被害の防止対策といたしましては、侵入防止対策が重要な取組の一つに挙げられておりますので、昨年の状況もしっかり踏まえて検討させていただきたいと思えます。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、奏望会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 決算書104ページ、7節報償費、決算説明書は128ページ、初心者向けりんご剪定講習会についてお伺いいたします。

剪定については、これまでは農業委員会の協議会しかないというふうに認識しておりました。令和5年度の当初予算には載っていなかったように記憶しておりますが、この事業は新規事業でしょうか。事業の内容、また開催に至った経緯についてお知らせください。

◎農政課長（澁谷 明伸） 初心者向けりんご剪定講習会でございますが、こちらは委員からお話が合ったとおり、令和5年度予算には計上してございませんでした。開催に至った経緯といたしまして、実はある生産者から、新規就農者とかの方が剪定を学ぶ機会がなかなかない。今、剪定を学

ぶ機会とすれば、例えば農協の後継者育成研修とか、あとりんご協会の基幹青年養成講座。さらにその上となると、剪定士養成ということで、やはり実際に現場で切る体験をすることが、なかなか学ぶ機会がないという御意見があって、そういう機会があったらいいのではないかというのが生産者からお声を頂いて、ちょっと予算は計上していなかったけれども、財務部にちょっと相談して、既決予算を流用するような形で今回初めて取り組んだものでございます。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 現場の状況を大変よく理解されて、よく早速やってくださったなという気持ちで、農業者の一人として大変感謝しております。

規模拡大をしております。高齢化して生産ができなくなった農地を吸収し、規模拡大はするのですけれども、一番ネックになるのが剪定士がいない。なので、もう園主自ら剪定をしている。15ヘクタール、20ヘクタールを二、三人の剪定士でやっているという声を、まずどこからでも聞きます。

そういった中で、法人ですと、大きい会社は、従業員として通年で雇用しています。けれども、日々の日常の作業はできるのですが、剪定作業はできなくて、そこがネックになって規模拡大ができないというところがありました。

そういう点からすると、何人ぐらいこの研修会には参加されたのでしょうか。お伺いします。

◎農政課長（澁谷 明伸） 初めての取組でしたので、正直に言ってどのぐらい集まっていたか不透明なまま、定員30名ということで募集させていただいたのですが、結果的に79名の方に申込みいただきまして、県外からも行ってもいいかという問合せも頂くような形で、改めてニーズの高さということを感じたところです。

◎23番（石岡 千鶴子委員） この事業は高く

評価したいと思います。

来年度はぜひしっかりと予算計上していただきたい。10年かかります、一人前になるためには。そのためにもどうか計上していただきたいというふうに要望いたします。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって、6款農林水産業費に対する質疑を結びたいします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、7款商工費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（中村 工） 7款商工費の決算について御説明申し上げます。

決算書113ページから122ページまでの1項商工費は、商工部、観光部、市民生活部及び岩木総合支所に係る経費でありまして、予算現額28億7904万942円に対しまして、支出済額は26億822万4148円で、2億3038万1794円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

115ページの2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金の9194万9077円は、小口資金特別保証融資制度利子補給補助金及び青森県特別保証融資制度（経営安定枠）保証料補助金などが見込みを下回ったことによるものであります。

116ページの20節貸付金の1億円は、工場・IT整備資金融資制度の新規貸付けがなかったことによるものであります。

117ページの3目観光費12節委託料の692万9418円は、さくらまつり新型コロナウイルス感染症対策業務委託料の契約差額などによるものであります。

122ページから127ページまでの2項公園費は、

都市整備部に係る経費であり、予算現額16億3529万5718円に対しまして、支出済額は13億8292万9228円、翌年度繰越額は427万9526円で、2億4808万6964円の不用額となっております。

翌年度繰越額の継続費通次繰越は、弘前城本丸石垣整備事業及び弘前城重要文化財保存修理事業に係るものであります。

翌年度繰越額の繰越明許費は、地域の公園再生事業及び公園施設長寿命化対策支援事業に係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。

123ページの1目公園総務費24節積立金の2億3798万6938円は、弘前公園お城とさくら基金積立金額の確定によるものであります。

以上で、7款商工費の説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきまして、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎2番（工藤 裕介委員） では、私から質疑させていただきます。

まず、7款1項2目、健康医療関連産業創出育成事業費補助金について質疑させていただきます。説明書が154ページです。この交付先を見ると、Wisteriagenという、この読み方で正しいのか分からないのですが、こちらの企業に交付ということになっておりますが、ホームページを拝見させていただいたのですけれども、事業者の概要が見えにくいところがあったので、事業者の概要を教えてください。

◎産業育成課産業振興係長（肥後 義和） 補助金の対象になった事業者の概要についてでございますが、令和5年度の実績は、合同会社Wisteriagenの1件となっております。

当該会社につきましては、令和5年3月1日付で弘前大学大学院医学研究科ゲノム生化学講座教

授の藤井穂高氏らが設立した弘前大学発ベンチャー企業となっておりまして、遺伝学の分野で取得・保有している特許技術を用いた創薬支援等を事業内容としております。

具体的には、製薬会社等を対象といたしました難治性疾患の創薬標的探索や遺伝子の変異等を高感度に検出するサービスの提供などを事業として展開しております。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます。

弘大発のベンチャー企業ということで、非常にすばらしい企業だと思います。補助金の補助事業の内容と結果というものも教えていただければと思います。

◎産業育成課産業振興係長（肥後 義和） 補助事業の内容についてでございますが、当該補助事業対象経費につきましては、知的財産権の導入時費用に129万8354円、知的財産権導入や顧客との契約に関する調査等費用に17万9584円、弘前大学との共同研究費に10万円となっております。

本補助事業の結果、保有する遺伝学分野の知的財産権を用いて、弘前大学との共同研究を実施し、がんをはじめとする難治性疾患の治療法開発のためのゲノム解析等を行った結果、新薬開発などに関わる研究結果を得ることができております。

今後につきましても、創薬支援等に関わる研究開発の進展状況等を見定めながら、サービス提供先の確保と事業化に向けた支援を継続してまいりたいと考えております。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます。

がんなどの新薬の開発にも寄与する研究結果も生まれたということでして、企業誘致とかそういったことに今、市ではたくさん取り組んでいただいていると思いますが、やはりこういったもと

もとまちの企業に、企業にというか、スタートアップに力を入れていくということも非常に大切なことだと私自身は思っております。

今年度もこの予算というのは継続していると思うのですが、事業の今後の見通しも教えていただければと思います。

◎産業育成課産業振興係長（肥後 義和） 事業の今後の見通しについてでございますが、本補助金につきましては、健康都市弘前の実現に向け、市内企業及び誘致企業の健康医療関連産業分野における事業を推進し、本市における健康医療関連事業の集積及び拡大を図ることとしております。

令和5年度の実績は1件にとどまっておりますが、令和6年度につきましては、これまで1件の交付決定を行っているほか、そのほか企業からも複数相談を受けている状況となっております。

今後につきましては、弘前大学を中心とした大学の研究成果を生かしたベンチャー企業や、りんご関連の機能性食品など、地域資源を活用した健康医療関連事業に取り組む企業の掘り起こしに努め、関係機関とも連携しながら本事業を推進してまいりたいと考えております。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます。

最後、要望させていただきます。要望というか、たくさんのほかの議員の方々も一般質問等でも言われていると思うのですが、弘前における弘前大学という位置づけ、非常に大切な機関であると思っております。そこと連携して、そのアカデミックという部分だけにとどまらず、それをビジネス展開させていくというのは、よく弘前大学病院においては、病院においては臨床医と研究医とで非常に大きな収入の違いというものもある中で、研究医はなかなか収入も少ない中で研究費用というものを大学に捻出していただいていると。ただ、こういうふうスタートアップ、ベン

チャー企業として立ち上げることで研究費用というものを増大して、弘前の中でも強い企業として成長していく可能性が高いのかなと思っておりますので、ぜひ今年度もしっかりと御相談いただいている企業と、まずスタート位置に立てるように、何とか連携していつていただきたいなと思います。これで今回の質疑は終わりにさせていただきます。

そして引き続き、また同じ7款1項2目です。空き店舗対策事業、決算書115ページです。説明書159ページです。これは令和4年度から継続しているものであると思っておりますが、ちょっと今年度においても中心市街地において非常に事業をやめられる企業・お店も多かった中で、補助金以外のところでも何か支援策が必要ではないかと思っておりますが、今現在取り組まれている、そういった支援策があれば教えていただければと思います。

◎商工労政課長（福士 智広） 空き店舗対策事業費補助金以外でも支援策がないかということでございますけれども、こちら、今の空き店舗対策事業費補助金につきましては、中心市街地の空き店舗で小売業・サービス業の店舗を新規出店または移転する際の改修工事費または賃借料の一部を補助ということで出している補助になりますけれども、それ以外といたしまして、中心市街地の空き店舗対策として、青森県の融資制度であります空き店舗活用チャレンジ融資と連携しまして、市として一部利子の補給及び保証料の補助を行っております。

また、創業・起業を支援しておりますひろさきビジネス支援センターにおきまして、創業志望者を対象とした勉強会を開催しているほか、専門の支援員が事業計画や資金計画の策定から開業まで、伴走型で支援を行っております。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます

す。

例えば、この補助の中で、①市が指定する道路に面した1階の空き店舗、②それ以外の空き店舗ということがあるのですが、その空き店舗の定義というのがちょっと私にとっても分かりづらいですし、事業を始めようと夢を描いている、そういうチャレンジ心を持っている方からも、そういう空き店舗は長いこと空いていないと駄目なのかとか、そういったことも質問が来たりしていたのですが、例えば、居抜きで空き店舗を活用するような場合も、この補助金の対象となるのか、その辺りを教えてください。

◎商工労政課長（福士 智広） 前入居者が施した内装や導入設備をそのまま引き継ぐ、いわゆる居抜き物件と言われる空き店舗を活用して開業する場合など、改修費がそれほどかからない場合もございますけれども、そういった場合には改修費補助ではなく、賃借料補助を選択できる補助制度となっております。こちら、令和2年度に要綱を改正して、こういった対応をさせていただいております。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます。

非常に柔軟に対応できるという点ではありがたい事業なのかなと思うのですが、過去のデータを拾ってきて、令和3年度の中心市街地の空き店舗率というのが14.8%というのは見えていて、今回の決算説明書にも令和4年度は13.1%に減少していたのですが、また令和5年度に15.3%と空き店舗率が増えているというところで、ちょっとコロナ禍というものも起因している部分もあるのかなとは思っておりますけれども、今年に至っては恐らくこの15.3%から、もしかしたら増えていくのかなと、普通に考えてそんな感じなのかなと思っております。

ただ一方で、私のところには若い、先ほど冒頭

にも言いましたが、これからチャレンジしてみたいという夢を抱いている、そういった市民の方々からの声が多数寄せられている中で、もしかしたらちょっとこの事業を知らないそういった人たちも多いのかなと思っておりますが、周知方法はどうのような形でやられていますでしょうか。

◎商工労政課長（富士 智広） 周知方法ということでございます。まずは市のホームページのほか、ひろさきビジネス支援センターと連携いたしまして、広く補助金の周知PRを行っております。

また、チラシも作成いたしまして、各種創業関連セミナーで配付しているほか、各商店街及び各商工会議所等の関係機関にも周知依頼を行っております。

◎2番（工藤 裕介委員） 先日、中三の撤退というか廃業ということもありましたし、これから何か手を打たないと、どんどんこの空き店舗率が増えていく状況は、私も今まで以上に物すごく懸念している部分ではありますので、この補助金を出せば空き店舗が埋まっていくかといえば、それだけでは足りないと思っていて、先ほど答弁いただいたように、しっかり伴走型でチャレンジした市民に寄り添って、何とか空き店舗率を減らして行ってほしいなと思います。こちらは以上でございます。

そして引き続き、7款1項3目、決算書118ページ、説明書が166ページ、弘前ねぶたin神戸2023運営等業務委託料について質疑させていただきます。

これはFDA——フジドリームエアラインズ神戸ー青森線就航による関西圏からの誘客促進のためということで、令和4年度もやられていたものと思いますが、今回1日少なくなったということではあるのですが、来場者数も令和4年より少なかったという結果も出ていて、この事業

の検証といったことを、どのぐらいの効果があるのかといったことを検証できるようなものが何かあるのか、その辺りを教えていただければと思います。

◎国際広域観光課長（山内 恒） 事業の検証ということでの御質疑でございますけれども、市といたしましては、本事業の誘客効果といたしまして、まずは会場の入場者数のほかに、先ほどこちらの事業がFDAの神戸ー青森間の就航のきっかけに事業を神戸市を含め関西圏からの誘客促進を図るための事業ということで展開をしておりますのでございますが、その指標と捉えている一つとしては、青森ー神戸間の航空便の搭乗率というものを注視しております。就航開始した令和2年の神戸ー青森間の平均搭乗率は31.3%であったのですが、令和5年度、事業2年目になりますけれども、令和5年におきます平均搭乗率は65.0%ということで大幅に上昇しているものということでございます。特に今回、ねぶたを一つのメインテーマとしたプロモーションということで、ねぶたまつりの誘客というものも図るという趣旨もございますが、ねぶたまつり期間を含む8月の月間の搭乗率で比較しますと、令和2年度が31.9%に対し、令和5年度は83.5%と、令和5年度の中では最も高い搭乗率というふうになっております。

その搭乗率の後に、青森空港から弘前市にどのぐらいの観光客が流れているか、そういったデータについては持ち合わせてはおらないところではありますが、今年も5月31日から6月2日にかけて、弘前ねぶたin神戸2024を開催した際に、去年もその会場におきまして、去年もこのイベントに出席して今回も参加しましたとか、弘前のねぶたまつりに行ってみたいという声、実際に今年の8月の弘前のねぶたまつりにおいて、イベントを見て今回来ましたというふうな声もたくさん聞いておりますし、私どもとしては、弘前市の認知度

の向上と一定の誘客効果が図られているものというふうに認識しております。

◎2番（工藤 裕介委員） 最後、要望で終わらせていただきたいと思いますのですが、基本的に民間の会社とかも業種によってはマーケティング費というものがまちまちではある中で、大体0.3%から1%というのが観光におけるマーケティング費用というものが試算で出ているのですが、この事業全体で、神戸プロモーション事業ということで、大体9000万円ぐらいの予算がかかっているということは、言ってしまうと10億円ぐらいの効果が本来は見込めれば非常に御の字なのかなと思うのですが、先ほどの搭乗率というところを見て、8月の搭乗率も85.5%、明確に数字として現れているところもありますし、これを8月のみではなくて、通年で、ねぶた以外もたくさん弘前に観光に来ていただけるように、また来年度からちょっと事業をもっと別なアイデアも出しながら続けていってほしいと思うのですが、ただ私、兵庫から旅行に来られた3組の家族、観光客の方とお話したときに、FDAで来たのかと聞いたら、神戸空港から来たのかと聞いたら、3組とも全て伊丹から来たということもあって、その理由が1日1本、お昼の時間にしかない。旅行に関しては、お昼だけであれば、弘前というか青森にせいかく来るのに滞在時間が非常に少なくなってしまうというところで、これはなかなか難しいところではあると思いますが、FDAにも何かしらのアプローチをしていただいて、もうちょっとその時刻、うまくつないでいただけるようにしていただければよいのかなと思います。

◎7番（竹内 博之委員） 私からは、まず、7款1項2目、115ページ、中心市街地活性化協議会支援補助金について、中心市街地についてです。

昨日でしたか、新聞でも地価の公表の記事が

あって、なかなか弘前にとって前向きな内容ではなかったなという印象がございます。今、何か対策しても地価が急激に上がることも恐らくないでしょうし、息の長いセクションというか、重要な事業だなと思っています。かつ、それこそ市の歳入にも関わってくるような部分も多々あると思いますので、非常に重要だということをまず前提としてお話をさせていただきたいと思います。

この活性化協議会におけるいろいろな御意見というか、民間事業者とか商工会議所の様々なメンバーがいらっしゃると思うのですが、このメンバーの方々は、今の市の施策に対してどういう意見とか、これはどちらかというと厳しい声とかは上がっていないのかなと。これは別に行政だけが全ての責任を負うという意図はなくて、やはり一緒になって行政とか民間が一体となって、その協議会の中で議論をして、活性化ビジョンのフォローアップとか、推進していくということも総合計画に書かれているので、そういった参加者の御意見というのはどういうものなのかお願いします。

◎商工労政課長（福士 智広） 中心市街地活性化における商工会議所等の御意見ということでございますけれども、7月に中心市街地活性化ビジョンのフォローアップ、それから今後の中心市街地活性化基本計画の策定に向けた準備として、弘前市中心市街地活性化協議会のワーキンググループを開催した際に、いろいろ御意見を頂いております。ビジョンの進捗に係る定量的な評価を行うとともに、歩きたくなるまちなか形成事業とか、弘前市健康とまちのにぎわい創出事業、それから健康づくりのまちなか拠点整備事業等のビジョンに係る取組についての意見交換も行っております。

ワーキングでは、空き店舗の補助の拡充を望む声であったりとか、商店街の強化であったり、日

常のにぎわいの創出、それから観光客の利便性向上、それから弘前市健康とまちなのにぎわい創出事業への商店街の関わりなどについて意見が出されたところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） この協議会の中で、私は一般質問でもちらっと触れたのですが、中活第3期の計画策定とかについて、いわゆる民間事業者から策定に向けた発言とか提案とかというものは、これまであったのか、そこも確認させてください。

◎商工労政課長（福士 智広） 計画の策定についての御意見ということでございますけれども、計画自体の策定については、ビジョンを策定して、ビジョンに沿った形で事業を展開する、取組を進めていく中でも、やはり計画があったほうがいいのではないかとこの声も頂いております。

具体的な計画に向けた、こういった取組がいいのではないかとというような具体的な意見については、意見の中ではあったのですが、今回のワーキンググループの中でも、ぜひ今後その計画の中にそういった、こういった取組を進めていけばいいのかという生の声を、もちろんそれを取り込んだ計画にしていきたいと考えておりますので、そういった声を少し聞いております。

◎7番（竹内 博之委員） 活性化ビジョンについてちょっと聞いていきたいのですが、活性化ビジョンを見ると、将来の方向性とか、いろいろ取り組むべき事業みたいなことも含めて載っていて、活性化ビジョンに照らし合わせたときに、今の商店街の状況とか、市の商業の状況をどういうふうに評価していますか。

◎商工労政課長（福士 智広） 活性化ビジョンに係る取組というのは、目標に向けて様々やっております。例えば、中心市街地協議会など様々な主体と連携した取組のほかに、各商店街が独自に実施するにぎわい創出に対する支援であると

か、空き店舗を活用する事業者に対する改修費等の補助、それからまちづくりプレイングマネージャーとの連携によるエリア価値の向上を目的とした歩きたくなるまちなか形成事業の展開であったり、健康とまちなのにぎわい創出事業での民間事業者との連携による健康イベント等の開催によりまして、一定の効果はあったものと考えておりますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響であったり、それによる市民のライフスタイルや社会環境の変化に加えまして、燃料費や原材料の高騰による物価高の影響もありまして、中心市街地の状況を把握する基本指標である歩行者・自転車通行量、空き店舗率も悪化している状況でありまして、中心市街地の現状といたしましては非常に厳しい状態が続いているということで認識しております。

◎7番（竹内 博之委員） 今回質疑するに当たって、過去の答弁とか質問とかをいろいろちょっと洗ってみて、前議員だった今泉さんが中心市街地に関していろいろ質問していて、その中でビジョンをつくるだけでいいのかと。そのビジョン策定に対して否定はしないけれども不十分ではないかというような厳しい意見も実際あった。その上で、私もビジョンを策定して、やらないよりやったほうが当然いいし、行政だけに今の商業状況とか中心市街地の状況の責任があるなんていうのは思っていないくて、様々な要因は当然あるという上で、このビジョン策定を、役に立ったかとか、そういう検証というのですか、ビジョン策定の検証というものに関して、どういう評価をしているか。ちょっと同じような質疑になるかもしれないのですが、その点についてもちょっとお伺いしたいと思います。

◎商工労政課長（福士 智広） ビジョンによる評価ということでございます。ビジョンの到達状況の評価といたしましては、ビジョン自体の目標

という数値目標的なものは設定していないことから、第2期計画、中心市街地活性化基本計画の目標指標としておりました歩行者・自転車通行量、それから中心商店街空き店舗率、それから中心市街地の観光施設等利用者数、それから市全体に占める中心市街地の居住人口の割合の四つの指標による定量評価と、中心市街地活性化効果測定アンケートによる定性評価により評価してございます。

まず、定量評価といたしましては、ビジョン策定時の数値と比較しますと、空き店舗率は悪化しておりますけれども、それ以外の三つの指標については増加・改善しております。ただ、コロナ禍前と比較すると低い水準となっているところでございます。

次に、定性評価といたしましては、アンケート項目のうち、3年前に比べて中心市街地に行く回数という質問におきまして、変わらないというのが一番多く57.5%となっているのですが、減ったという回答が29.4%と約3割を占めている状況で、増えたというのが7.6%と微増してはいるのですが、前年から回復の兆しは見られるのですが、3年前に当たるコロナ禍から、やはり回復には至っていないという状況と捉えております。

そのため、ビジョンで目指す中心市街地の将来像と比較した現状については、現状では非常に厳しい状態が続いていて、活力が低下した状態であるものと評価しております。

◎7番（竹内 博之委員） 中心市街地の質疑はもうこれで終わりなのですが、商工ももちろんいろいろな人からいろいろな意見ももらって、大変な思いをされているのだろうなということも想像しますし、しかしながら、一方で民間の方から見ると、やはりもっとがむしゃらにもがくというか、一緒にもがいてほしいというような声

も一方ではあると。私たち議員も当然市民の方からの声を受けて、こういった場で発言をして議論をして、やはり同じ方向に一緒に弘前がよくなっていくということが重要だと思うので、その点をまた改めて今後議論していきたいということで、中心市街地の質疑は終わります。

次、7款1項3目、118ページの観光です。歴史的建造物利活用の、これ、分散型ホテル構想事業と、通告の名称とちょっと違うのですけれども、令和5年の今回決算ですので、予算書を見ると100万円予算計上されておりました。新年の弘前の市政だよりを見ても、市長の挨拶で、歴史的建造物を利活用した分散型ホテルについては言及されていて、私としては非常に期待のできる事業ではないかなと。総合計画の後期実施計画にも位置づけられていると。

その上で質疑していきますが、決算書にこの名称そのものが掲載されていないと。当初予算で100万円盛っていたけれども、どこに行ったのかということをまず確認します。

◎観光課長（早坂 謙丞） 100万円について決算書に記載されていない理由でございますが、当初、この分散型ホテル構想に向けて100万円を計上したわけですが、年度途中で国の事業の採択を受けまして、その国の事業が100%、国直轄の事業であったために、この分散型ホテル事業につきましては、市の持ち出しはなかったものでございます。

その代わり、この100万円を使いまして、歴史的資源等を活用した高付加価値観光商品化業務委託料に回して、一緒に歴史的資源を活用した観光まちづくり事業として、これは総合計画の実施計画にも両並びで記載されておりますけれども、そちらに充てたものでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 国の事業で100%入ったから今回の決算書に載っていないという理

解で話をしますが、今回質疑するに当たって、やはりいろいろな諸先輩方にも相談しながら、質疑しよう準備を進めていた中で、今、課長が答弁されたように、当初予算で計上されたものが年度途中で、国の事業で100%交付決定されました。市の予算がかからなかったものが、決算書上に何らかの形で載らないということがこれまであったのかな。何が言いたいかというと、私たちはこの決算書に出てきたものに対して事業評価を行うので、この分散型ホテルの議論をしようとしたときに、気づかなければそのまま行ってしまうわけです。その点についてちょっと整理してもらいたいのですけれども、これ財政も多分関係があると思うのですけれども、当初予算で載せたものが国の事業で採択されたから決算書に載らないということはあり得るということなのか、ちょっとその辺をお願いします。

◎財政課長（種市 穂） 当初予算に載っていたのですけれども、決算のときに載っていないということで、もちろん金額とか政策の重要性によっては、もちろん補正とか、そういうのでしっかり議会に提示する必要があるかと思います。また、あと金額、やはり市長の権限で予算の流用で組替えというのも、もちろん予算の執行とかでは認められている話なので、その部分では、金額によって重要度とかが決まるわけではないのですけれども、そういう中でやはり執行の中で組替えということは過去にあったかと思いますが、正しく予算書に載っていたのが決算書でどうのこうのというのはちょっと今手持ちの資料がないので、絶対というのはちょっと言えないのですけれども、そういうのはあるかと思います。

◎7番（竹内 博之委員） 別に、私が今聞こうとしているのは、そこはそんなに大事なのか、論点としてはそんなになくて、私は気づいたから今、中身が実際重要なので質疑を続けますけ

れども、その手続上とか、多分予算の流用で問題はないのでしょうか、そういうのも含めて、やはりその議会で気づかれないみたいなことがあってはいけないと思うので、事業執行が適切にされたかというのも、この場でしっかり議論すべきものだと思うので、ちょっとその点は、改めて財政で整理していただきたいと思います。これは委員長にもぜひお願いしたいと思います。

質疑を続けますが、先ほど課長の答弁でもございました総合計画の後期実施計画を見ても、いろいろ目的とか、内容とか、期待できる効果と示されております。それらにのっとって考えたときに、この事業そのものは今どういう状況なのか。その進捗とかが順調なのかどうかということについてお伺いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 歴史的資源を活用した事業で分散型ホテル構想について申し上げますと、この事業は、弘前市には様々な和風、洋風といった歴史的建造物が潜在し、貴重な地域資源であったり、観光コンテンツの一つであると思っております。

一方で入場料の収入だけでは保存・管理していくのに経費がかかる。それは公有財産の建物であったり、民間の建物、老朽化、空き家の状態ということで、維持・継承が課題であると思っております。

その中で観光まちづくりを進めていくために、民間物件ですとか、公有財産の建物をホテル等として活用することで、維持・継承に係る財源を捻出する仕組みづくりの一つとして、分散型ホテル構想を進めているものでございます。

昨年10月に、プロクレアグループ、弘前商工会議所、それから当市の3者で連携協定を締結いたしました。

市におきましては、1月に庁内に関係する部長

及び課長で構成するそれぞれの行政のワーキンググループを立ち上げるとともに、それらにプロクレアグループと商工会議所を含めた事業推進検討会を立ち上げて、ホテル化に向けた課題と進め方、様々な規制の緩和の可能性など、今後の方向性などの調査・検討を進めているところでございます。

また、3者の担当で構成する検討チームを立ち上げまして、個別具体の建物を想定して、ホテル化に向けた調査研究も進めているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 今の歴史的建造物、そういう文化とか歴史を継承していくには、維持管理で当然お金がかかっていくから、収益性で埋めるようなことも見据えての今の事業だと思うのですが、維持管理費が果たして幾らかかるのかというのが、今、観光だけなのですけれども、毎年、例えば市が5億円、10億円、維持管理にかかるものに対して、それを経常的に出していくというのであれば、なかなかうまくないということで、収支をきちんとつくるに当たって、その維持管理の見通しをある程度押さえておく必要があると思うのですけれども、ちょっとその点もお願いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 収支を含めまして、今、詳細に検討を進めているところなのですが、持っている資料といたしまして、コロナ前の2019年の弘前市の公共施設カルテというのがありまして、これは公表されておりますが、歴史的建造物、50年を経過した建物だけの維持管理費だけを足し上げていきますと、年間約3億円の経費がかかっているというのは分かっております。

◎7番（竹内 博之委員） また事業の中身に議論を移っていききたいのですけれども、これ、市だけではなくて、先ほど商工会議所とかプロクレアの3者で進めているという話でしたけれども、事

業の進捗に伴って、いろいろなハードルとか、ボトルネックになる部分というものが多々あると思うのです。それはどういうふうに認識をしておりますでしょうか。

◎観光課長（早坂 謙丞） これまで進めてきました調査・検討に基づきまして、公有財産の建物をホテルとして活用していくことを個々具体的に検討している過程で、市の建物については、現在庁内でより詳細に検討していかなければならないだろうと思っております。

具体的なものとして、市民や施設をこれまで利用している方への影響や配慮ですとか、それから改修等に係る必要な予算規模ですとか、ホテル化により一定の財源を確保した場合でも、それが持続的に維持管理できて、ホテルとしても安定的に運営していくことができる事業スキームになっているかなど、事業性とか収益性、さらには市場性などの観点から、現在観光課を中心に検討しているところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 同じような答弁が返ってきそうなのだけれども、今後の見通しとか、いつまでに何をみたいなところは、具体的なもので何か示せるものがあればいいなと思うのですけれども、いかがですか。

◎観光課長（早坂 謙丞） 大変申し訳ありませんが、繰り返しにはなりますけれども、今そういう状況で詳細に、まずは私たち行政は行政、それから会議所は会議所、プロクレアグループはプロクレアグループで、それぞれの役割で検討をしておりますして、来週にでも3者で検討・協議する機会を設けておりますので、しっかり協議を重ねて、公表できる段階になりましたら、速やかに発信していきたいと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） 一般質問でもちょっとまたやろうと思います。

もう一つ、歴史的建造物の利活用に関係して。

今年の春頃ですか、新聞報道では翠明荘の報道がございました。民間で活用されていくのではないかなと思っていて。市が進めている歴史的建造物利活用分散型ホテル事業で、この翠明荘はどういう位置づけなのかなと思っていて、その点をお伺いします。

◎観光課長（早坂 謙丞） 民間の歴史ある建物として利活用していただいて、それがホテル、飲食店等ということになれば、それは一緒に意見交換、情報共有しながら進めていきたいとは思っております。

◎7番（竹内 博之委員） やはり弘前市全体で進めていくべき事業だと思うので、行政の枠組みとかだけではなくて、民間の部分でも同じ方向性で進めるものに関しては、やはり情報共有もしていただきたいですし、連携できる部分というものはしっかり進めていっていただきたいなと思います。この点についての質疑は終わります。

最後、もう一つ通告で、7款1項6目、121ページ、星と森のロマントピアの在り方検討についてということで、これは調査結果が出たのを頂いて見させていただきました。すごくボリュームがあって、様々な検討の切り口があるのだろーと思います。具体的な中身について、多分ここで質疑してもなかなか時間も要すると思うので、私からは1点だけ、どうなっていくのかなというのと、あと、それこそいつまでにある程度の見通しが見えるのかということと、これは様々な検討課題がありますけれども、あの場所にどれだけの事業規模というか、想定しているお金のかけ方みたいなところを最後にお聞きしたいと思います。

◎観光課長（早坂 謙丞） ロマントピアにおける在り方検討でございますけれども、まず現在、令和5年度に決算でつくりました在り方基礎調査というところで、ロマントピアの運営に係る全体的な課題ですとか、それから事業スキームですと

か、それから課題解決のために活用が想定される事業手法ですとか、そういうのを行ってございます。

いろいろ課題はあるのですけれども、21者にヒアリングを行いましたら、4者が興味を示しておりまして、今年度に入りまして2者から連絡がありましたので、現在6者が関心を寄せているというところでございます。

今後、今年度、市場調査を行いまして、利活用の案を出してもらいまして、市としてロマントピアの在り方というものを決定していくということになりますので、あそこの場所をどのぐらいの予算規模でやるかというのは、これからの話になります。

ただ、今年、地域に入りまして、相馬地区の町会の方々と意見交換をした際には、ぜひあの場所にまた施設をどのような形であっても残してほしいというような御要望も受けておりますので、そういった御要望も踏まえながら、検討して進めてまいりたいと思っております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党。

◎4番（三浦 行委員） 7款1項3目、決算書119ページ、説明書167ページ、弘前市インバウンド推進協議会負担金について、概要、特に外国の方の観光と宿泊増に向けた取組についてお伺いします。

◎国際広域観光課長補佐（花田 美賀子） 当市や経済団体、宿泊事業者等で組織する弘前市インバウンド推進協議会は令和5年度に、東アジア、東南アジアを中心とした誘客プロモーション事業を展開しております。

このほか、民間事業者競争力強化支援事業、海外向け誘客ツール等制作事業を実施いたしました。

具体的には、誘客プロモーション事業につきましては、台湾の旅行会社に対しまして、リモート

や現地訪問によるセールスを行ってまいりました。弘前公園等の観光資源のほか、りんごのもぎ取り体験、そして冬のりんご宝探し等の体験型観光コンテンツを紹介しまして、商品造成に向けたPRをいたしました。

また、民間事業者競争力強化支援事業につきましては、市内の観光施設やホテル、飲食店等を営む観光関連事業者が行います、外国人観光客の誘客促進及び受入環境整備に係る取組に対する支援といたしまして、1件につき10万円を上限に、取組に係る経費の2分の1を補助いたしました。

令和5年度は、3事業者に補助金を交付しまして、市内施設、店舗におけるパンフレット、メニュー、店頭看板の多言語化を推進したところがあります。

このほか、海外向け誘客ツール等制作事業につきましては、季節ごとの景色やグルメなどの当市の魅力ある観光コンテンツをInstagram等で情報発信を行いまして、当市への誘客促進、宿泊に向けた取組を図ってきたところでございます。

◎委員長（佐藤 哲委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明20日、引き続き7款商工費から審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認め、明20日、引き続き7款商工費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明20日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時39分 散会〕

委員長 佐藤 哲

副委員長 外崎 勝 康